

平成 27 年 12 月 1 日

お客さま各位

証券業務に関する各種約款改定のお知らせ

当行では下記の約款について改定し、平成 28 年 1 月 1 日以降適用させていただきますのでお知らせします。

- ・「証券取引約款」
- ・「特定口座取引約款」
- ・非課税上場株式等管理に関する約款

※詳細は、次ページ以降をご覧ください。

以 上

『証券取引約款』改定のお知らせ

株式会社北都銀行

当行では、投資信託総合取引約款を証券取引約款と改定し、平成 28 年 1 月 1 日より適用させていただきます。
 なお、改定後の新約款は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

【改定内容】

(下線部変更)

現行 投資信託総合取引約款	改定後 証券取引約款
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
<p>(この約款の趣旨) 第 1 条 この約款は、投資信託に関する取引について、お客さまと株式会社北都銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>2 <u>投資信託受益権にかかる買付（設定）および解約の注文の取次および買取、償還、累積投資ならびにこれらに付随する取引（以下これらをあわせて「この取引」といいます。）については、この約款の定めるところにより取り扱います。</u></p> <p>3 <u>各投資信託の投資信託約款、累積投資約款、投資信託受益権振替決済口座管理約款、特定口座約款、投資信託定時定額購入サービス規定、インターネット投資信託取引サービス規定、非課税上場株式等管理に関する約款および各預金規定に別段の定めがあるときは、当該約款・規定の定めるところにより取り扱います。</u> （新設）</p> <p>(反社会的勢力との取引拒絶) 第 2 条 <u>この約款に定める投資信託総合取引は、第 9 条第 2 項各号のいずれかにも該当しない場合に利用することができるものとし、第 9 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合には、当行は投資信託総合取引をお断りするものとします。</u></p> <p>(自己責任の原則) 第 3 条 <u>この取引を行うときは、次の各号をご理解いただいた上、投資信託にかかる投資信託説明書（以下「目論見書」といいます。）、投資信託約款およびこの約款の内容を十分に把握し、お客さま自らの判断と責任において行ってください。</u> <u>①投資信託は、金融機関の預金ではないこと。</u> <u>②投資信託は、預金保険の対象ではないこと。また、当行で購入した投資信託は投資者保護基金による支払の対象でないこと。</u> <u>③投資信託は、元本保証または利回り保証のいずれもないこと。</u> <u>④投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合もあり、これによる損失は購入者であるお客さまが負うこと。</u> （新設）</p>	<p>(この約款の趣旨) 第 1 条 この約款は、振替有価証券の取引、投資信託受益権の累積投資取引および積立投資信託取引（以下「投資信託定時定額購入サービス」といいます。）またはそれらを組み合わせた取引やサービス等（以下「総合取引」といいます。）について、お客さまと株式会社北都銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。 （削除）</p> <p>2 <u>累積投資約款（MMF 用）、特定口座取引約款、非課税上場株式等管理に関する約款、未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款、電子交付サービス取扱規定等および各預金規定に別段の定めにあるときは、当該約款および規定の定めるところにより取扱います。</u></p> <p>(総合取引の利用) 第 2 条 <u>お客さまは、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引、サービスをご利用いただけます。</u> <u>①第 5 章に定める振替有価証券の取引</u> <u>②第 6 章に定める投資信託受益権の累積投資取引</u> <u>③第 7 章に定める投資信託定時定額購入サービス</u> <u>④第 8 章に定めるインターネット投資信託取引サービス</u> （削除）</p> <p>(自己責任の原則) 第 3 条 <u>有価証券等の取引は、契約締結前交付書面、目論見書等およびこの約款の内容を十分にご理解いただき、お客さま自らの判断と責任において行ってください。</u> ①から④ （削除）</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 お申込方法等</p> <p>(本人確認について) 第 4 章 <u>当行は、お客さまが有価証券等の取引に関する口座を開設される際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）および同法施行令・施行規則の規定に従い、本人確認を行わせていただきます。</u></p>

(新設)

(新設)

(お申込方法等)

第4条 お客さまは、当行所定の投資信託総合取引申込書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを当行の本・支店（以下「取引店」といいます。）に提出することによって申し込むものとし、当行が承諾した場合に限りこの取引を開始することができます。

(新設)

2 新たにこの取引を開始するときは、お客さまはこの取引にかかる金銭の決済を行うための預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）をあらかじめ開設します。原則として取引店のお客さま名義の普通預金口座又は当座預金口座とします。

3 お客さまは、指定預金口座に使用している印鑑をこの取引に使用する印鑑（以下「届出印」といいます。）とします。

4 第1項の投資信託総合取引申込書に記入された氏名、住所、指定預金口座等をもって、この取引についての氏名、住所、指定預金口座とします。

(新設)

(反社会的勢力でないことの表明・確約)

第5条 お客さまは、あらかじめ当行所定の方法により、現在、第1号のイからへのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。また、自らまたは第三者を利用して第2号のイからホに該当する行為を行わないことの確約していただきます。

① 現在かつ将来にわたり次のイからへに該当しないことの表明・確約

イ. 暴力団

ロ. 暴力団員

ハ. 暴力団準構成員

ニ. 暴力団関係企業

ホ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

ヘ. その他イからホに準ずる者

② 自らまたは第三者を利用し次のイからホに該当する行為を行わないことの確約

イ. 暴力的な要求行為

ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

ホ. その他イからニに準ずる行為

(個人番号の届出および番号確認)

第6条 お客さまには、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）、所得税法、租税特別措置法その他の関係法令等の規定に従い、お客さまが有価証券等の取引に関する口座（以下「証券取引口座」といいます。）を開設される時、個人番号が初めて通知されたときその他関係法令等が定める場合に、お客さまの個人番号を当行に届け出させていただきます。

2 当行は、番号法、所得税法、租税特別措置法その他関係法令等に従い、お客さまから届け出いただいた個人番号の確認をさせていただきます。

(お申込の手続き)

第7条 お客さまは、証券取引口座を開設される時、当行所定の証券取引申込書に必要事項を記入し、お届出印を押印のうえ、これを当行の本店または支店（以下「取引店」といいます。）に提出することによって申し込むものとし、その際、お客さまは、住民票の写し、戸籍抄本、印鑑証明書そのほか必要と認める書類などをご提出または個人番号カードをご提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号の確認を受けていただくものとし、当行が承諾した場合に限り証券取引口座を開設いたします。

2 前項の申込みにあたっては、振替決済口座の開設も併せて申し込むものとし、

(指定預金口座)

第8条 お客さまが取引店にてお申込みをされる場合には、お客さまの振替決済口座でのすべての有価証券の取引（以下「この取引」といいます。）により当行がお客さまにお支払いする金銭を入金するための預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）をあらかじめ開設していただきます。原則としてお取引店のお客さま名義の普通預金口座または当座預金口座とします。

2 お客さまは、指定預金口座に使用している印鑑をこの取引に使用する印鑑（以下「お届出印」といいます。）とします。
(削除)

(総合取引の謝絶)

第9条 お客さまが第5条第1項のイからへ、第2項のイか

<p>(取扱商品) 第5条 お客さまが<u>当行で取引できる商品</u>は、<u>当行が定める商品</u>（以下「取扱商品」といいます。）とします。取扱商品以外の商品の取引は一切できません。</p> <p>(振込先指定方式) 第6条 この取引にかかる投資信託の解約代金、買取代金、等の果実および償還金等については、当該金額より<u>税金、所定の手数料および諸費用等を差引いたうえ</u>、この約款ならびに取扱商品の投資信託約款および累積投資約款に別段の定めがないかぎり、指定預金口座に<u>自動的に入金</u>します。これを振込先指定方式といいます。</p> <p>（新設）</p> <p>(届出事項の変更) 第7条 氏名、または名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所および届出印など<u>当行所定の届出事項に変更（印章紛失による届出印の改印を除きます。）があったときは、ただちにその旨を申出て、当行所定の変更届その他の書類に必要事項を記入し、記名し、届出印を押印のうえ、取引店に提出してください。</u>この場合当行所定の本人確認資料又は保証人を求めることがあります。</p> <p>2 第4条第3項の指定預金口座のお届出印を失ったときは、ただちに当行所定の手続きを行ってください。この場合、<u>当行所定の本人確認資料又は保証人を求める</u>ことがあります。</p> <p>3 第1項又は第2項により届出があったときは、<u>当行は所定の手続きを完了した後でなければ、投資信託振替決済口座に記録又は記載し、取扱いを行っている受益権（以下「振替口座管理受益権」といいます。）の返還の請求およびこの取引には応じません。</u>また、これらの届出前に生じた損害については、<u>当行は責任を負いません。</u></p> <p>4 第1項の届出がなかったため、<u>当行がこの取引に関して行った通知が届出の住所に延着し、又は到達しなかった場合は、通常到達すべきときに到達したものと</u>して取扱います。</p> <p>5 当行がお客さまの届出の氏名、住所に通知又は送付書類を発送し、到達しなかった場合、<u>振替口座管理受益権の取引を行わない</u>ことがあります。</p> <p>(成年後見人等の届出等) 第8条 成年後見制度に関する届出については、次の各号の規定に従うものとします。</p> <p><u>①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書類によって届出てください。</u></p> <p><u>②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書類によって届出てください。</u></p> <p><u>③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1号から第2号と同様に届出てください。</u></p> <p><u>④第1号から第3号の届出事項に取消し、又は変更等が生じた</u></p>	<p>らホのいずれかに該当する場合には、<u>当行はこの約款に定める総合取引をお断りするものと</u>します。</p> <p>2 第6条の個人番号をお客さまより告知していただけない場合は、<u>証券取引口座の開設をお断りするものと</u>します。</p> <p>(取扱商品) 第10条 お客さまが取引できる商品は、<u>当行が定める商品</u>（以下「取扱商品」といいます。）とします。取扱商品以外の商品の取引は一切できません。</p> <p>(振込先指定方式) 第11条 有価証券の解約代金、買取代金、利金、分配金および償還金等については、当該金額より<u>所定の手数料、税金および諸費用等を差引いたうえ</u>、この約款ならびに取扱商品の投資信託約款の規定に別段の定めがないかぎり、指定預金口座に入金します。これを振込先指定方式といいます。</p> <p>(口座開設後の確認) 第12条 当行は、次の各号のいずれかに該当すると判断したとき<u>その他当行が必要と判断したときに、お客さまおよびその関係者の方に対して、面談等の当行所定の方法により確認を行うものと</u>します。</p> <p><u>①お客さまの口座が犯罪に利用されている可能性が生じた場合</u></p> <p><u>②お取引またはサービスの利用が口座名義人ご本人によるものでないことに疑義が生じた場合</u></p> <p><u>③お客さまの届出事項を最新の内容に保つために確認が必要である場合</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>
---	---

場合にも同様に届出てください。

⑤第1号から第4号の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(解約等)

第9条 投資信託総合取引に係る契約は、次の場合に解約されます。また、投資信託受益権振替決済口座管理約款第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、お客さまの投資信託を他の口座管理機関へお振替えください。投資信託受益権振替決済口座管理約款第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なおこの契約の解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

①お客さまから投資信託総合取引の解約のお申し出があったとき

②お客さまから振替決済口座の解約のお申し出があったとき

③お客さまの相続の開始があったことを当行が知ったとき
(この場合の相続手続きについては当行所定の方法によるものとします。)

④お客さまが、この約款の定めに違反し、当行が是正を求めたにもかかわらず、お客さまが違反されたままのとき

⑤第36条に定める約款等の変更不同意のとき

⑥振替決済口座におけるお客さまの投資信託の残高が、当行が定める一定期間以上ないとき

⑦やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当すると当行が判断し、お客さまとの取引を継続することが不適正である場合には、当行は投資信託総合取引を停止し、またはお客さまに通知することにより、投資信託総合取引に係る契約を解約することができるものとします。この場合、当行は前項に準じて、お客さまの投資信託については振替または換金の手続きを行います。なお、この契約の解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。また、この契約の解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

①お客さまが当行との取引開始時した表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合

イ. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

ロ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ハ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

ニ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

ホ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つでも該当する行為をした場合

イ. 暴力的な要求行為

ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

ホ. その他イからニに準ずる行為

3 第1項および第2項による投資信託の振替手続きが遅延し

(削除)

たときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、投資信託の償還金、解約金、収益の分配金などの預り金があるときは、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

(免責事項)

第10条 当行は、次の各号より生じた損害については、その責を負いません。

- ①災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により、受益証券の預入れ、投信振替決済口座に関する記録、記載、振替等の取扱、振替口座管理受益権の解約、買取、換金等が遅延し、又は不能となったことにより生じた場合
- ②前号の事由により、投信振替決済口座に係る振替口座簿等の書類が紛失、き損した場合、又は、本約款に基づく受益証券又は受益権の買付、解約の申込の取次、買取、金銭の支払、投信振替決済口座に関する記録、記載、振替等の取扱が遅延したことにより生じた場合
- ③当行が当行所定の申込書に使用された印影を届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてこの取引にかかる投資信託受益権の振替又は金銭を返還した場合
- ④当行が当行所定の申込書に使用された印影を届出印と相当の注意をもって照合し、相違があるため、投資信託受益権の振替又は金銭および保護預り証券を返還しなかった場合
- ⑤取扱商品の証券投資信託約款又は、目論見書に定められた証券投資信託の投信委託会社又は管理会社（以下「投信委託会社」といいます。）、受託者又は保管受託銀行（以下「受託会社」といいます。）等の責に帰すべき事故により生じた場合
- ⑥電信又は郵便の誤謬、遅滞等当行の責に帰すことのできない事由により生じた場合

(新設)

(新設)

第2章 買付（設定）、解約および償還

(注文等)

第11条 投資信託総合取引の開始後、お客さまが取扱商品の買付（設定）もしくは解約の注文を行うときは、氏名、年月日、取扱商品名、買付、解約の別、数量、金額等の必要事項をもれなく当行所定の申込書に明確に記入し、届出印を押印してください。

2 買付（設定）および解約の注文の単位については、当行が別途定めるところによるものとします。

(新設)

(注文の受付又は取次の停止)

第12条 次の各号の事由があるときは、買付（設定）又は解約の注文の受付又は取次を一時停止することができるものとします。

- ①投信委託会社が、当該取扱商品の投資信託約款に基づき、その設定又は解約を停止した場合
- ②投信委託会社の免許取消および営業譲渡等ならびに受託会社の辞任等により、当該取扱商品の設定又は解約が停止され

(削除)

第3章 注文の受付

(法令・諸規則の遵守)

第13条 当行は、お客さまから有価証券の売買等のご注文をお受けする際には、金融商品取引法その他関係法令、日本証券業協会の定める規則に従い、ご注文をお受けするものとします。

(預り金について)

第14条 当行は、この約款に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

(注文)

第15条 証券取引口座の開設後、お客さまが取扱商品の買付もしくは解約の注文を行うときは、ご氏名、年月日、取扱商品名、買付または解約の別、数量、金額等、一般口座もしくは特定口座または非課税口座の別の必要事項をもれなく当行所定の申込書に明確に記入し、お届け印を押印してください。

2 買付および解約の注文の単位については、当行が別途定めるところによるものとします。

3 注文の当行受付時限については、当行が別途定めるものとします。ただし、やむをえない事由がある場合には、お客さまの同意を得て申込日の翌営業日以後に注文することがあります。

(注文の受付の停止)

第16条 次の各号の事由があるときは、買付または解約の注文の受付を一時停止することができるものとします。

(削除)

(削除)

<p>ている場合</p> <p>③災害、事変等、不可抗力と認められる事由により、当行が受付又は取次を行うことができない場合</p> <p>④その他当行がやむをえない事情により受付又は取次を停止せざるをえないと判断した場合 (新設)</p>	<p>①災害、事変等、不可抗力と認められる事由により、当行が受付を行うことができない場合</p> <p>②当行がやむをえない事情により受付を停止せざるを得ないと判断した場合</p> <p>③投資信託受益権については、投信委託会社の都合および当該投資信託約款に基づき、その設定または解約を停止した場合</p>
<p>(運用報告等の通知)</p> <p>第 13 条 当行は、投信委託会社から、運用にかかる計算書および報告書を受領したときは、お客さまの届出の住所宛に送付します。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(買付注文の方法)</p> <p>第 14 条 取扱商品の買付を注文するときは、当行所定の申込書に必要事項を全て記入し、記名押印のうえ当行に提出してください。</p> <p>2 買付注文の当行受付時限については、当行が別途定める場合又は取扱商品の投資信託約款又は目論見書に別段の定めがある場合を除き原則午後 2 時 30 分とし、当行は設定注文を投信委託会社に取次いたします。ただし、受付時間間際、受付時間後、事務の繁忙等やむをえない事由がある場合には、注文日の翌営業日以後に買付注文を取次することがあります。</p> <p>3 投資信託の財産資金管理を円滑に行うため、投信委託会社が大口の買付注文に対し制限を行うことがあります。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(買付注文の効力)</p> <p>第 15 条 お客さまの買付注文は、当行がこれを取次し、投信委託会社と受託会社との間で信託が追加設定されたときに、その効力が発生するものとします。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(買付代金の払込)</p> <p>第 16 条 取扱商品の金額指定の方法による買付注文があったときは設定代金の額(設定にかかる手数料および諸費用等を含みます。)を払い込むものとします。</p> <p>2 前項による買付代金は、当行がお客さまに代わって、当該取引商品の投資信託委託会社に支払います。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(買付時の取扱い)</p> <p>第 17 条 買付けた受益証券等は、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」といいます。)、株式会社証券保管振替機構の社債等に関する業務規程および別途定める「投資信託受益権振替決済口座管理約款」ならびにこれらに関連する諸規則・諸規定に定めるところにより投資信託振替決済口座に記載又は記録され、取り扱われるものとします。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(解約注文の方法)</p> <p>第 18 条 取扱商品の解約を注文するときは、当行所定の申込書に必要事項を全て記入し、記名押印のうえ当行に提出してください。</p> <p>2 解約注文の当行受付時限については、当行が別途定める場合又は取扱商品の投資信託約款又は目論見書に別段の定めがある場合を除き原則午後 2 時 30 分とし、当行は解約注文を投信委託会社に取次いたします。ただし、受付時間間際、受付時間後、事務の繁忙等やむをえない事由がある場合には、注文日の翌営業日以後に解約注文を取次することがあります。</p> <p>3 ある取扱商品について同日に複数の解約の注文を受付けた場合に、当該解約手続の処理順序および処理するか、もしくは処理しないかの選択は当行の任意とします。</p> <p>4 投資信託の財産資金管理を円滑に行うため、投信委託会社が大口の解約注文に対し制限を行うことがあります。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(解約注文の効力)</p> <p>第 19 条 お客さまの解約注文は、当行がこれを取次し、当該取扱商品の投資信託約款又は目論見書に定められた投信委託会社と受託会社との間で信託が一部解約されたときに、その効力</p>	<p>(削除)</p>

が発生するものとします。

(解約時の受益権の取扱い)

第 20 条 当行は、前条に定める解約注文の効力の発生を確認したのち、投信振替決済口座に記載又は記録されている振替口座管理受益権については振替決済関連法律等の定めに従って取扱います。

(削除)

(解約代金の決済)

第 21 条 第 18 条に定める解約の注文に基づき信託が一部解約されたのち、当行が投信委託会社より返還される解約代金から、各取扱商品の投資信託約款又は目論見書等に定める当該解約にかかる手数料、税金および諸費用等を差引いた残額(以下「解約手取金額」といいます。)を、別段の定めがないかぎり受渡日にお客さまの指定預金口座に自動的に入金します。

(削除)

2 当行が投信委託会社から解約代金を受領するまでは、お客さまの指定預金口座に入金された解約手取金相当額につき当行はお客さまに対して返還請求をすることがあります。

(買取申込の方法)

第 22 条 各取扱商品の投資信託約款で定められている場合にかぎり、当行は取扱商品の受益証券又は受益権の買取の申込を受付けます。

(削除)

2 取扱商品の買取を申し込むときは、当行所定の申込書に必要事項を全て記入し、記名押印のうえ当行に提出してください。

3 買取の申込の受付時限については、別段の定めのない場合原則午後 2 時 30 分とします。

(買取時の受益証券等の授受)

第 23 条 当行が買取を承諾したときは、当行は当該受益権を取得します。なお、投信振替決済口座に記載又は記録されている振替口座管理受益権については振替決済関連法律等の定めに従って取扱います。

(削除)

(買取代金の決済)

第 24 条 当行が買取を承諾したときは、当該取扱商品の投資信託約款に定める価額に買取口数を乗じた金額から、当行所定の手数料および諸費用等を差引いた残額を、受渡日にお客さまの指定預金口座に自動的に入金します。

(削除)

(分配金・償還金等)

第 25 条 振替口座管理受益権について等の果実および償還金(以下「償還金等」といいます。)は、当行がお客さまに代わって受領し、あらかじめ定められた方法により、お客さまの指定預金口座へ自動的に入金するか、又は、この約款もしくは取扱商品の投資信託約款および累積投資約款にしたがって累積投資を行います。なお、償還金等を自動入金又は累積投資するときは、当行はお客さまに代わって当該受益権について振替決済関連法律等の定めに従って取扱います。

(削除)

2 前項の手続きにおいて、当行が諸法令および諸慣行等により手数料、税金および諸費用等を徴収された場合は、当該手数料等はお客さまの負担とし、償還金等から差引きます。

第 3 章 累積投資

(定義等)

第 26 条 累積投資とは、あらかじめ定められた方法により、振替口座管理受益権の等の金銭を対価として投資信託の買付の注文を行い、当該受益権を取得することをいいます。

(削除)

2 本章に別段の定めがない取扱いについては、この約款の別の章および個別に契約する各取扱商品(以下「個別ファンド」といいます。)に関する累積投資約款の定めるところにより取扱います。

(各累積投資契約の申込)

第 27 条 個別ファンドに関する累積投資契約は、当該個別ファ

(削除)

ンドの第 1 回払込金の払込みをもって契約の申込が行われたものとします。

(分配金の再投資等)

第 28 条 累積投資にかかる振替口座管理受益権のは、当行がお客さまに代わって受領し、これを各累積投資約款に定められた方法により、この約款第 1 章および第 2 章の定めに基づいて投信委託会社への買付注文の取次および買付代金の払込を行います。

(累積投資契約にかかる累投受益権の換金)

第 29 条 お客さまが累投受益権の換金を請求する際には、当行は、各累投銘柄に係る累積投資規程で定める方法に従い算出した価額により各累投受益権を換金のうえ、手数料、税金および諸費用等を差引いた残額を指定預金口座に自動的に入金します。

第 4 章 報告

(取引報告書)

第 30 条 第 15 条、第 19 条により注文の効力が発生したことを確認したときは、当行は遅滞なくお客さまの届出の住所にあてて取引報告書を送付します。ただし、積立型投資信託購入サービス取扱規定に基づく買付注文の場合は、取引報告書の送付を省略します。

(新設)

(取引残高報告書)

第 31 条 当行はお客さまのお取引が生じた場合（お取引がないときは当行所定の時期）に、当該受益権の取引明細および振替口座管理受益権の残高照会を記載した取引残高報告書を 3 ヶ月毎（3 月・6 月・9 月・12 月）に当該月末現在で作成し、お客さまの届出の住所にあてて送付します。当書類は、照合通知書を兼ねることとします。

2 お客さまは、当行から取引残高報告書の送付を受けた場合は、速やかにその内容をご確認ください。取引残高報告書の記載内容に不審な点があるときは、取引残高報告書記載の連絡先に速やかにご連絡ください。取引残高報告書を送付させていただきました後、15 日以内にご連絡がなかった場合、当行はその記載事項すべてについて承認いただいたものとして取り扱うことができますものとします。

3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(運用報告書等)

第 32 条 投信委託会社から、当該取扱商品の投資信託約款または目論見書にしたがって発行される運用にかかる報告書等を受領したときは、遅滞なくお客さまの届出の住所にあてて送付します。

(新設)

(新設)

(削除)

(削除)

第 4 章 連絡・報告

(取引報告書)

第 17 条 当行は、お客さまからご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、当行は遅滞なくお客さまへ取引報告書（契約締結時交付書面）をお送りします（郵送または電子的な方法による場合を含みます。次条において同じ。）。

2 当行は、第 6 章で定める投資信託受益権の累積投資に係る定型的なご購入および第 8 章で定める投資信託定時定額購入サービスでのご購入については、金融商品取引法の規定に従い、次条の取引残高報告書をもって取引報告書に代えることがあります。

(取引残高報告書)

第 18 条 当行は、四半期に 1 回以上、期間内における有価証券のお取引の内容とお取引をいただいた後の残高を記載した取引残高報告書（「残高照合通知書」を兼ねています。以下同じ）を送付いたします。また、振替決済口座に振替有価証券の残高はあるが 1 年以上お取引がない場合には、1 年に 1 回以上送付します。

2 取引残高報告書の記載内容にご不審な点があるときは、速やかに当行の管理部署の責任者に直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15 日以内にご連絡がなかった場合、当行は、その記載事項のすべてについて承諾いただいたものとして取り扱わせていただきます。

(削除)

(削除)

(その他の連絡事項)

第 19 条 当行は、第 21 条に定める振替有価証券等について、最終償還期限（償還期限がある場合とします。）をお客さまにお知らせします。

(報告および連絡に関する取扱い)

第 20 条 当行からの報告書や連絡の内容その他お取引に係る事項にご不審な点があるときは、管理部署の責任者に直接ご連絡ください。

2 ご連絡内容を明確にするため、お客さまとの通話を録音することがあります。

第5章 雑則

(個人情報等の取扱い)

第33条 米国政府及び日本政府からの要請により、当行は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当行が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ①米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ②米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- ③FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)

(合意管轄)

第34条 お客さまと当行の間のこの契約に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所といたします。

(約款の変更)

第35条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されるときがあります。なお、当行は、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまにあらたな義務を課するものでない場合又は軽微である場合を除き、その改定事項をお客さまに通知します。この通知があった場合、所定の期日までにお客さまから異議の申し立てがないときは、当行は、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

投資信託受益権振替決済口座管理約款

(この約款の趣旨)

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客さまの口座(以下「振替決済口座」といいます。)を当行に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(新設)

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分(以下「質権口」といいます。)と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有口」といいます。)を別に設けて開設します。

3 当行は、お客さまが投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(新設)

(新設)

(削除)

(削除)

(削除)

第5章 振替有価証券の取引

(定義)

第21条 振替有価証券とは、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。)に基づく有価証券をいいます。

2 振替機関とは、振替法の定めるところにより国債(以下「振替国債」といいます。)は日本銀行、一般債(以下「振替一般債」といいます。)および投資信託受益権(この章において以下「振替投信」といいます。)については、株式会社証券保管機構(以下「機構」といいます。)を指します。

(振替決済口座)

第22条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、振替国債については、種別および内訳区分、振替一般債、振替投信については、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替有価証券の記載または記録をする内訳区分(以下「質権欄」といいます。)と、それ以外の振替有価証券の記載または記録をする内訳区分(以下「保有欄」といいます。)を別に設けて開設します。

3 当行は、お客さまが振替有価証券についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

4 当行は、機構において取扱う振替一般債、振替投信のうち、当行が定める銘柄を除き取扱いを行いません。

5 当行は、当行における振替一般債および振替投信の取扱い

について、お客さまからお問い合わせがあった場合には、お客さまにとの取扱いの可否を通知します。

(削除)

(削除)

(削除)

(振替の申請)

第 23 条 お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ①差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
- ②法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他振替機関が定めるもの

(削除)

③振替機関の定める振替制限日を振替日とするもの

④振替一般債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの

⑤振替一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの

⑥振替投信の分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

⑦振替投信の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

⑧振替投信の償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

⑨振替投信の振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機能等である振替のうち、機構の振替外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの

イ. 分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）

ロ. 分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日

(振替決済口座の開設)

第 3 条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客さまから当行所定の「総合取引申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2 当行は、お客さまから「総合取引申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客さまには、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約款に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(契約期間等)

第 4 条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 3 月末日までとします。

2 この契約は、お客さま又は当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当行への届出事項)

第 5 条 「総合取引申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。

(振替の申請)

第 6 条 お客さまは、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ①差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- ②法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
- ③の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

④償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

⑤償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

⑥販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機能等である振替のうち、機構の振社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの

ア. の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）

イ. の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日

<p>ウ. 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>エ. 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>オ. 償還日</p> <p>カ. 償還日翌営業日</p> <p>⑦振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの</p> <p>2 お客さまが振替の申請を行うにあたっては、当行が定める所定の日までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、<u>届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）</u>してご提出ください。</p> <p>①当該振替において減少<u>及び</u>増加の記載<u>又は</u>記録がされるべき投資信託受益権の銘柄<u>及び</u>口数</p> <p>②お客さまの振替決済口座において減少の記載<u>又は</u>記録がされるのが、<u>保有口か質権口</u>かの別</p> <p>③振替先口座及びその直近上位機関の名称</p> <p>④振替先口座において、増加の記載<u>又は</u>記録がされるのが、<u>保有口か質権口</u>かの別</p> <p>⑤振替を行う日</p> <p>3 前項第1号の口数は、<u>1口</u>の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、第2項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。</p> <p>5 当行に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。</p> <p>（他の口座管理機関への振替）</p> <p>第7条 当行は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当行は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、<u>当行で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われないことがあります。</u></p> <p>2 <u>前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（担保の設定）</p> <p>第8条 お客さまの投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、<u>機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>業日</p> <p>ハ. 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>ニ. 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>ホ. 償還日</p> <p>ヘ. 償還日翌営業日</p> <p>⑩振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていないなどその他やむを得ない理由により、振替を受け付けられないもの</p> <p>2 お客さまが振替の申請を行うにあたっては、<u>振替を行う日から</u>当行が定める所定の日までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、<u>お届出印を押印</u>してご提出ください。</p> <p>①当該振替において減少<u>および</u>増加の記載<u>または</u>記録がされるべき振替有価証券の銘柄<u>および</u>数量</p> <p>②お客さまの振替決済口座において減少の記載<u>または</u>記録がされるのが、<u>保有欄か質権欄</u>かの別</p> <p>③振替先口座<u>および</u>その直近上位機関の名称</p> <p>④振替先口座において、増加の記載<u>または</u>記録されるのが、<u>保有欄か質権欄</u>かの別</p> <p>⑤振替を行う日</p> <p>3 前項第1号の数量は、振替機関が定める最低数量の整数倍（振替投信の場合は、投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が最低数量超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、第2項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。</p> <p>5 当行に振替有価証券の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに振替有価証券の振替の申請があったものとして取り扱います。</p> <p>（他の口座管理機関への振替）</p> <p>第24条 当行は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない、<u>その他やむを得ない理由により、振替をできない場合、</u>当行は振替の申し出を受け付けられないことがあります。</p> <p>（削除）</p> <p>（移管手数料）</p> <p>第25条 <u>お客さまのご依頼により、当行の口座から他の口座管理機関の口座へ振替の手続きを行う場合には、当行所定の手数料をいただく場合があります。</u></p> <p>（質権の設定）</p> <p>第26条 お客さまの振替有価証券について、質権を設定する場合は、当行が認めた場合に質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、<u>振替機関が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。</u></p> <p>（振替先口座等の照会）</p>
---	---

第 27 条 当行は、お客さまから振替の申請を受けたときは、振替機関に対し、お客さまからの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者情報が振替機関に登録されている否かについての照会をすることがあります。

2 お客さまが振替有価証券の質入れまたは担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客さまから同意を得ているときは、当該口座管理機関は、振替機関に対し、振替元口座に係る加入者情報が振替機関に登録されている否かについての照会をすることがあります。

3 お客さまが当行に対する振替有価証券の質入れまたは担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当行がお客さまから同意を得ているときは、当行は、振替機関に対し、振替元口座に係る加入者情報が振替機関に登録されている否かについての照会をすることがあります。

(抹消申請の委任)

第 28 条 振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券について、償還、繰上償還、定時償還またはお客さまの請求による解約または買取が行われる場合には、当該振替有価証券について、お客さまから当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任されたものとし、当行は当該委任に基づき、お客さまに代わって手続きをいたします。

(償還金、解約金、利金および分配金の代理受領等)

第 29 条 お客さまは、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券について、当行に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとします。

2 お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。以下同じ。）、利金、解約金および分配金の支払いがあるときは、当行がお客さまに代わって支払者からこれを受領し、お客さまの指定預金口座へ入金します。

(削除)

(削除)

(抹消申請の委任)

第 9 条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、お客さまの請求による解約、償還又は信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客さまから当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

(償還金、解約金及びの代理受領等)

第 10 条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金及びの支払いがあるときは、当行がお客さまに代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、あらかじめ定められた方法により、お客さまの指定預金口座へ自動的に入金するか、又は、投資信託総合取引約款もしくは累積投資約款にしたがって累積投資を行います。

(お客さまへの連絡事項)

第 11 条 当行は、投資信託受益権について、次の事項をお客さまにご通知します。

①償還期限（償還期限がある場合に限りです。）

②残高照合のための報告

2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年 1 回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審な点があるときは、速やかに取引残高報告書記載の連絡先に直接ご連絡ください。

3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4 当行は、第 2 項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの第 2 項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(届出事項の変更手続き)

第 12 条 印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きく

ださい。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。

2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。

(当行の連帯保証義務)

第13条 機構が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ① 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者でないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
- ② その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第14条 当行は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当行が指定販売会社となっていない銘柄その他の当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

2 当行は、当行における投資信託受益権の取扱いについて、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ① お客さまから解約の申し出があった場合
- ② お客さまがこの約款に違反したとき
- ③ お客さまが第20条に定めるこの約款の変更不同意とき
- ④ お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき
- ⑤ お客さまが暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- ⑥ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。

(解約時の取扱い)

第16条 前条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当行の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第17条 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(当行の連帯保証義務)

第30条 振替機関が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ① 振替有価証券の振替手続きを行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替有価証券の超過分（当該振替有価証券を取得した者でないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、利金および分配金の支払いをする義務
- ② その他、振替機関において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(削除)

(削除)

(削除)

(緊急措置)

第31条 法令の定めるところにより振替有価証券の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第 18 条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①第 12 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- ②依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥第 17 条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

(削除)

(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第 19 条 振替法の施行に伴い、お客さまが有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客さまから当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客さまから代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当行が代わって行うこと並びに第 3 号及び第 4 号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①振替法附則第 32 条において準用する同法附則第 14 条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
- ②その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
- ③振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ④振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

(削除)

(個人情報等の取扱い)

第 20 条 米国政府及び日本政府からの要請により、当行は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当行が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ①米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ②米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- ③FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

(削除)

(この約款の変更)

第 21 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限す

(削除)

るもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

振替決済口座管理約款

(この約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客さまが社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振替国債」といいます。）に係るお客さまの口座を、当行に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定められるものです。

- 1 国債証券
- 2 地方債証券
- 3 政府保証証券

2 当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは振替国債に係る口座の開設及び振替による受入れをお断りすることがあります。

(振替決済口座)

第2条 振替国債に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振替国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。

3 当行は、お客さまが振替国債についての権利を有するもの限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客さまから当行所定の「債券取引口座申込書兼振替決済口座設定申込書」によりお申込みいただきます。

2 当行は、お客さまから「債券取引口座申込書兼振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

(当行への届出事項)

第4条 「債券取引口座申込書兼振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名等とします。

(振替の申請)

第5条 お客さまは、振替決済口座に記載又は記録がされている振替国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- 1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの。
- 2 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの。
- 3 振替国債の利子支払期月又は償還月の1日から利子支払日又は償還期日までの期間中に振替を行うもの。

2 前項に基づき、お客さまが振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。

- 1 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振替国債の銘柄及び金額
- 2 お客さまの振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

<p>3 振替先口座 4 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分</p> <p>3 前項第1号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。</p> <p>(他の口座管理機関への振替)</p> <p>第6条 当行は、お客さまから申し出があった場合には、他の口座管理機関の口座へ振替を行うことができます。また、当行で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合に加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。</p> <p>2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。</p> <p>(分離適格振込国債に係る元利分離申請)</p> <p>第7条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利分離の申請をすることができます。</p> <p>1 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの。</p> <p>2 当該分離適格振込国債の利子支払月又は償還月の1日から利子支払日又は償還日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利分離を行うもの。</p> <p>2 前項に基づき、お客さまが元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。</p> <p>1 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額</p> <p>2 お客さまの振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別</p> <p>3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。</p> <p>(分離元本振込国債等の元利統合申請)</p> <p>第8条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利統合の申請をすることができます。</p> <p>1 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの。</p> <p>2 当該分離元本振込国債と名称及び記号が同じ分離適格振込国債の利子支払月又は償還月の1日から利子支払日又は償還期日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利統合を行うもの。</p> <p>2 前項に基づき、お客さまが元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。</p> <p>1 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額</p> <p>2 お客さまの振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別</p> <p>3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	-------------------------------------

<p>(みなし抹消申請) 第9条 振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債が償還（分離利息振込国債にあつては、利子の支払い）された場合には、お客さまから当行に対し、当該振込国債について、振替法に基づく抹消の申請があつたものとみなして、当行がお客さまに代わってお手続きさせていただきます。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(担保の設定) 第10条 お客さまの振込国債について、担保を設定される場合は、この場合、日本銀行が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(お客さまへの連絡事項) 第11条 当行は、振込国債について、次の事項をお客様にお知らせします。</p> <p>1 最終償還期限 2 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告</p> <p>2 残高照合のためのご報告は、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当行の金融サービス事務センターに直接ご連絡ください。</p> <p>3 当行が届出のあつた名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかつたときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p>4 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であつて、当該お客さまからの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(元利金の代理受領等) 第12条 振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客さまに代わって日本銀行からこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当行からお客さまにお支払いします。</p> <p>2 当行は、第1項の規定にかかわらず、当行所定の様式により、お客さまからの申込みがあれば、お客さまの振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の利子の全部又は一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当行に振替決済口座を開設している他のお客さまに配分することができます。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(届出事項の変更手続き) 第13条 お届出事項（氏名若しくは名称又は住所）を変更するとき、直ちに、当行にお申出のうえ、当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>2 前項によりお届出があつた場合は、当行は相当の手続きを完了したのちでなければ振込国債の元金又は利子の支払いのご請求には応じません。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(当行の連帯保証義務) 第14条 日本銀行が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うことと</p>	<p>(削除)</p>

されている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- 1 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払いをする義務
- 2 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務
- 3 その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(解約)

第 15 条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。

- 1 お客さまから解約のお申出があった場合
- 2 第 19 条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合
- 3 お客さまが口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申し出たとき
- 4 お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき
- 5 お客さまが暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- 6 やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合

(解約時の取扱い)

第 16 条 前条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載又は記録されている振込国債及び金銭については、当行の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(免責事項)

第 17 条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1 当行が、当行所定の証書に押なつされた印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、振込国債の元金又は利子の支払いをした場合
- 2 当行が、当行所定の証書に押なつされた印影がお届出の印鑑と相違するため、振込国債の元金又は利子の支払いをしなかった場合
- 3 天災地変等の不可抗力により、ご請求にかかる振込国債の元金又は利子の支払いが遅延した場合

(個人情報等の取扱い)

第 18 条 米国政府及び日本政府からの要請により、当行は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当行が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供す

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

ることがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していたものとして取り扱います。

①米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

②米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

③FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

(この約款の変更)

第 19 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限する若しくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

(新設)

(新設)

(新設)

投資信託定時定額購入サービス規定

(削除)

第 6 章 投資信託受益権の累積投資取引

(買付)

第 32 条 当行の選定した投資信託の中から（以下「累投適格投資信託」といいます。）、お客さまが指定された投資信託（以下「指定投資信託」といいます。）について、お客さまが指定投資信託の買付にあてるための払込金のほか、当行がお客さまに代わって受領する指定投資信託の分配金をお客さまによる指定投資信託の累積投資に係る口座（以下「累積投資口座」といいます。）に繰入れ、当該指定投資信託の買付を行います。

2 当行は、この章の規定および当該指定投資信託の目論見書等に記載されているとおり、遅滞なく買付を行います。

(分配金の再投資)

第 33 条 投資信託受益権の分配金は、お客さまに代わって当行が受領のうえ、その全額から所定の税金等を差し引いた後、お客さまの累積投資口座に繰入れ、当該投資信託の目論見書の定めに従い、同一種類の投資信託受益権の買付を無手数料で行います。なお、当行所定の手続きを行った場合は再投資を停止できるものとします。ただし、毎日決算を行う追加型公社債投資信託については、目論見書等に記載されている定めにより再投資を行い、再投資を停止することはできません。

2 前項の手続きにより再投資を停止した場合の分配金については、決算日から起算して、各投資信託の目論見書に記載されている換金代金の支払日に準じて指定預金口座に入金します。

(換金等)

第 34 条 当行は、お客さまから投資信託受益権の解約または買取に係る請求があった場合においても、目論見書記載の換金請求不可日にあたる場合は、当該請求の取扱いはできません。換金代金は、所定の手数料、税金および諸費用等を差し引いた残額を指定預金口座に入金します。

2 前項の請求は、目論見書等に記載されている方法に従ってこれを行います。なお、スイッチングの場合、当該返還金についてはお客さまの指定預金口座に入金することなく、そのスイッチングによって買付ける投資信託に係る買付代金に充当します。

3 クローズド期間のある投資信託受益権の当該期間中の第 1 項の請求は、その投資信託の目論見書等の記載事由に該当する場合に限って請求できます。

4 投資信託受益権によっては、一人のお客さまが一日に第 1 項の請求ができる数量、あるいは請求の受付期間を制限しているものがあります。

第 7 章 投資信託定時定額購入サービス規定

(この規定の趣旨)

- 第1条** この規定は、お客さまと株式会社北都銀行（以下「当行」といいます。）との投資信託の定時定額購入サービスによる取引（以下「本サービス」といいます。）に関する取り決めです。
- 2** この規定に別段の定めがないときには、申込書に指定された指定購入投資信託の投資信託約款、目論見書及び「投資信託総合取引約款」ならびに各預金規定の規定により取り扱います。

(新設)

(買付銘柄の選定)

- 第2条** 本サービスによって買付けできる投資信託は、当行が選定する累積投資銘柄（以下、「選定銘柄」といいます。）とします。
- 2** お客さまは、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し、買付申込みを行うものとします。（指定された銘柄を以下、「指定銘柄」といいます。）

(申込方法)

- 第3条** お客さまは、当行所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名および投資信託総合取引約款で定める指定預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）のお届出印を押印し提出することにより申し込むものとし、当行が承諾した場合に本サービスを開始するものとします。
- 2** 本サービスに利用にあたっては、指定銘柄の累積投資口座を開設するものとします。

(買付代金の引落)

- 第4条** 毎月1回、お客さまがあらかじめ指定する日（以下、「指定引落日」といいます。）にあらかじめ指定する金額以上1,000円の整数倍の金額（以下「指定引落金額」といいます。）、増額月にはお客さまがあらかじめ指定した増額する金額を指定預金口座から自動引落しを行い、当該指定銘柄の累積投資約款の定めに従って買付申込を行います。
- 2** 前項の自動引落しにあたっては、当座勘定規定又は普通預金規定にかかわらず、小切手の振出、預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法で行います。
- 3** 投資信託の買付申込は指定引落日の翌営業日に行います。翌営業日が当該指定銘柄の目論見書上、買付申込が行えない日にあたる場合は、当該日以降で当該指定銘柄の買付申込が最初可能となる銀行の営業日を買付申込日とします。

(新設)

(手数料)

- 第5条** 第4条第1項の指定引落金額は、当該指定銘柄の買付代

(削除)

(このサービスの内容)

- 第35条** このサービスは、毎月所定の口座引落日（毎月13日か28日のいずれかをお客さまが指定する日。ただし、該当日が銀行休業日の場合は翌営業日とします。）に、お客さまが指定する買付金額（以下「指定引落金額」といいます。）を指定預金口座から自動引落しし、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の買付をするものです。
- 2** 指定引落金額は、当行が指定する金額以上で1,000円の整数倍の金額とします。また、増額月には当行が指定する金額以上で1,000円の整数倍の金額を増額月の指定引落金額とすることができます。
- 3** 前項の自動引落しにあたっては、普通預金規定または当座預金規定にかかわらず、普通預金通帳および普通預金払戻請求書の提出または小切手の振出は不要とし、当行所定の方法で行います。

(買付銘柄の選定)

- 第36条** このサービスによって買付けできる投資信託は、当行が累投適格投資信託の中から選定する銘柄（以下、「選定銘柄」といいます。）とします。
- 2** お客さまは、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定（以下「指定銘柄」といいます。）し、買付申込みを行うものとします。

(申込方法)

- 第37条** お客さまは、当行所定の申込書に必要事項を記載のうえ、指定預金口座のお届出印を押印し提出することにより申し込むものとし、当行が承諾した場合にこのサービスを開始するものとします。
- 2** このサービスに利用にあたっては、指定銘柄の累積投資口座を開設するものとします。

(削除)

(指定銘柄の買付)

- 第38条** 投資信託の買付申込は指定引落日の翌々営業日に行います。翌々営業日が当該指定銘柄の目論見書上、買付申込が行えない日にあたる場合は、当該日以降で当該指定銘柄の買付申込が最初可能となる銀行の営業日を買付申込日とします。

(手数料等)

- 第39条** 第35条第2項の指定引落金額には、当該指定銘柄の

金に加えて、それに係るお申込手数料および消費税相当額を含みます。

(指定引落日の読み替え)

第6条 本サービスにかかる「指定引落日」は、次の各号のとおり読み替えます。(この読み替えは、この規定において適用します。)

- ① 当月に指定引落日の応答日が銀行の営業日にあたる場合は、その応答日
- ② 当月に指定引落日の応答日が銀行の休業日にあたる場合は、その応答日の翌営業日

(残高不足時の取扱)

第7条 本サービスにかかる自動引落しは、指定引落日における指定預金口座の残高が指定引落金額を下回らない場合に実施することとします。

- 2 前項における残高には、総合口座又はカードローン口座において当座貸越を利用できる範囲内の金額は含まないものとします。
- 3 指定引落日において指定預金口座の残高が指定引落金額に満たない場合は、当行はお客さまに通知することなく、その月の自動引落しを行いません。
- 4 複数の指定銘柄を選択されているお客さまの指定預金口座の残高がその指定引落金額の総額に満たない場合は、そのいずれの銘柄を買い付けるかは当行の任意とします。
- 5 指定引落日当日における入金、本規定に基づく指定引落金額として充当されない場合があります。

(本サービスの指定内容の変更)

第8条 指定引落日又は指定引落金額等を変更する場合には、あらかじめ当行所定の書類により届け出てください。指定引落日を含む5営業日前までに届出がある場合は、次回指定引落日より変更します。なお、内容によっては変更に応じられない場合もあります。

(取引および残高の通知)

第9条 当行は、当該取引に基づくお客さまへの取引明細および残高明細の通知を四半期に1回、書面にて通知するものとします。

- 2 本サービスに関する諸通知が、転居・不在その他お客さまの責めに帰すべき事由により延着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものととして取扱うことができるものとします。

(選定銘柄の除外)

第10条 選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。

- ① 当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- ② その他当行が必要と認めた場合

(解約)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合には、積立投資信託契約は解約されるものとします。

- ① お客さまから当行に対し、所定の書類により終了の申し出があったとき(振替日を含む5営業日前までに申出がある場合は、次回指定引落日より自動引落しを停止します。)
- ② 引き続き6ヶ月以上、本規定に基づく自動引落しがなされないとき
- ③ お客さまと当行との間で締結された投資信託総合取引約款に基づく契約が解約されたとき。
- ④ 当行が本サービスや累積投資業務を営むことができなくなるなど、やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- ⑤ この規定の変更にお客さまが同意されないとき

買付代金のほか当該指定銘柄に係るお申込手数料および消費税相当額を含みます。

(削除)

(残高不足時の取扱)

第40条 このサービスにかかる自動引落しは、指定引落日における指定預金口座の残高が指定引落金額を下回らない場合に実施することとします。

- 2 前項における残高には、総合口座またはカードローン口座において当座貸越を利用できる範囲内の金額は含まないものとします。
- 3 指定引落日において指定預金口座の残高が指定引落金額に満たない場合は、当行はお客さまに通知することなく、その月の自動引落しを行いません。
- 4 複数の指定銘柄を選択されているお客さまの指定預金口座の残高がその指定引落金額の総額に満たない場合は、そのいずれの銘柄を買い付けるかは当行の任意とします。
- 5 指定引落日当日における入金、この規定に基づく指定引落金額として充当されない場合があります。

(このサービスの指定内容の変更)

第41条 指定引落日または指定引落金額等を変更する場合には、あらかじめ当行所定の書類により届け出てください。指定引落日を含む5営業日前までに届出がある場合は、次回の指定引落日から変更させていただくものとします。なお、内容によっては変更に応じられない場合もあります。

(削除)

(選定銘柄の除外)

第42条 選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。

- ① 当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- ② その他当行がやむを得ない事情により必要と認めた場合

(このサービス契約の解約)

第43条 第59条で定める事由のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にも、このサービスは解約されるものとします。

- ① お客さまから当行に対し、所定の書類により終了の申し出があったとき(振替日を含む5営業日前までに申し出がある場合は、次回の指定引落日に自動引落しを停止します。)
- ② 引き続き6ヶ月以上、第35条の規定に基づく自動引落しがなされないとき。

(削除)

(削除)

(削除)

<p>(免責事項) 第12条 当行は、次の場合に生じた損害については、その責を負いません。 ①当行が当行所定の書類に押印された印影とお届けの印影とを、相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて所定の手続きを行ったとき ②天災地変その他の不可抗力、投信委託会社等の責に帰すべき事故、または電信もしくは郵便の誤謬・遅延等当行の責に帰することのできない事由があるとき</p> <p>(その他) 第13条 当行は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価を支払いません。</p> <p>(合意管轄) 第14条 お客さまと当行の間のこの約款に関する訴訟については、当行本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p> <p>(規定の変更) 第15条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限する、若しくはお客さまにあらたな義務を課するものと当行が判断するときは、その改定事項をお客さまに通知します。この場合、所定の期日までに異議の申し立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">インターネット投資信託取引サービス規定</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 インターネット投資信託取引サービス規定</p>
<p>(この規定の趣旨) 第1条 この規定は、お客さまと株式会社北都銀行（以下、「当行」といいます。）とのインターネット投資信託取引サービス（以下、「本サービス」といいます）に関して、その取扱等を定めるとともに、お客さまと当行との間の権利義務関係を明確にすることを目的とします。 2 別段の定めがないときには、申込書に指定された指定購入投資信託の投資信託約款、目論見書及び「証券投資信託総合取引約款」等の約款・規定ならびに各預金規定により取り扱います。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(法令等の遵守) 第2条 本サービスの利用にあたっては、当行およびお客さまは日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。なお、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、当行は、この規定を変更することがあり、本サービスは変更後の規定に従うこととします。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(本サービスの内容) 第3条 インターネット投資信託取引サービスとは、お客さまがパーソナルコンピュータ（以下、「端末」といいます）を通じてインターネットにより投資信託受益権（以下、「受益権等」といいます）に関わる購入、解約等、ならびに定時定額購入サービスに関わる申込み、変更、中止等の取引（以下、「投資信託取引」といいます。）の手続きを行うサービスをいいます。 （新設）</p>	<p>(このサービスの内容) 第44条 インターネット投資信託取引サービスとは、お客さまがパーソナルコンピュータ（以下「端末」といいます）を通じてインターネットにより投資信託受益権（以下、「受益権」といいます）に関わる買付、解約等、ならびに定時定額購入サービスに関わる申込み、解除等の取引（以下「取引」といいます。）の手続きを行うサービスをいいます。 2 このサービスは、スマートフォン、タブレットおよび携帯電話での利用はできません。</p>
<p>(利用対象者) 第4条 本サービスの利用対象は、次の各号の条件を満たすお客さまとします。 ①日本国内に居住する個人のお客さま ②本サービスのお申込み時点で満20歳以上80歳未満のお客さま ③当行に普通預金口座（総合口座）をお持ちのお客さま ④当行に投資信託振替決済口座（保護預かり口座）（以下、「投</p>	<p>(利用対象者) 第45条 このサービスの利用対象は、次の各号の条件を満たすお客さまとします。 ①日本国内に居住する個人のお客さま ②このサービスのお申込み時点で満20歳以上80歳未満のお客さま ③当行に普通預金口座（総合口座）をお持ちのお客さま ④当行に振替決済口座をお持ちのお客さま</p>

信振替決済口座」といいます)をお持ちのお客さま

- ⑤ e メールアドレスをお持ちのお客さま
- ⑥ 電子交付サービスをご利用できるお客さま
- ⑦ 当行が本サービスの利用が適当であると認めたお客さま

(利用時間)

第5条 本サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。ただし、当行は、取扱時間をお客さまに通知することなく変更する場合があります。また、取扱時間は取引により異なる場合があります。

- 2 前項の時間内にかかわらず、システムのメンテナンスやシステム障害の発生により、ご利用時間中であってもお客さまに通知することなく、本サービスの全部又は一部のご利用を一時停止または中止することがあります。なお、利用時間は当行システムが保持する時刻を基準とします。

(利用限度額)

第6条 本サービスの利用限度額は、お客さまの指定預金口座の残高を上限とします。利用限度を超えた取引依頼については、当行は取引を行う義務を負いません。なお、総合口座を指定預金口座として設定いただいている場合でも、購入金額の引落しの結果、お客さまの指定預金口座が貸越となる場合は引落しを行わないものとします。

- 2 指定預金口座から引落しについては、預金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書の提出を受けることなく、指定預金口座から引き落とすものとします。

(本人確認)

第7条 当行は、お客さまが本サービスの申し込むことにより、お客さまご本人を確認するための「ログイン ID」と「初期パスワード」を記載した「インターネット投資信託パスワード発行のお知らせ」を発行します。

- 2 初回ログインに際して、それ以降お客さまご本人であることを確認するための「パスワード」を端末の画面から変更するものとします。
- 3 本サービスでは、当行に登録されている「ログイン ID」及び「パスワード」(以下、「本人確認情報」といいます)とお客さまが端末の画面上に入力した本人確認情報の内容の一致により、次の各号の事項が確認できたものとして取扱います。

- ① お客さまの有効な意思による申込みであること。
- ② 当行が受信した依頼内容が真正なものであること。

(本人確認情報の管理)

第8条 本人確認情報は、お客さま自身の責任において、厳重に管理するものとし、お客さまは第三者へ開示、譲渡及び貸与をしないものとします。いかなる名目であっても当行から、本サービスの本人確認情報を聴取等することはありません。また、公的機関を名乗る者による照会であっても、その正当性を確認した上で、お客さまの責任において回等される必要があります。

(新設)

- 2 パスワードは、生年月日や電話番号、同一数字等他人から推測されやすい番号の指定をさけ、一定期間毎又は不定期に更新するものとします。

3 本人確認情報につき盗用又は不正使用その他の恐れがある場合は、当行に直ちに連絡してください。この連絡を受けた場合は、直ちに本サービスを停止します。なお、連絡前に生じた損害については、当行に過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。また、お客さまが本サービスの取扱いを再開する場合は、当行所定の手続きをとるものとします。

- 4 本サービスの利用について、誤った本人確認情報の入力^が当行所定の回数を連続して行われた場合、その時点で当行は本サ

- ⑤ Eメールアドレスをお持ちのお客さま
- ⑥ 電子交付サービスをご利用できるお客さま
- ⑦ 当行がこのサービスの利用が適当であると認めたお客さま

(利用時間)

第46条 このサービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。ただし、当行は、取扱時間をお客さまに通知することなく変更する場合があります。また、取扱時間は取引により異なる場合があります。

- 2 前項の時間内にかかわらず、システムのメンテナンスやシステム障害の発生により、ご利用時間中であってもお客さまに通知することなく、このサービスの全部または一部のご利用を一時停止または中止することがあります。なお、利用時間は当行システムが保持する時刻を基準とします。

(利用限度額)

第47条 このサービスの利用限度額は、お客さまの指定預金口座の残高を上限とします。利用限度を超えた取引依頼については、当行は取引を行う義務を負いません。なお、総合口座を指定預金口座として設定いただいている場合でも、買付金額の引落しの結果、お客さまの指定預金口座が貸越となる場合は引落しを行わないものとします。

- 2 指定預金口座から引落しについては、普通預金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書の提出を受けることなく、指定預金口座から引き落とすものとします。

(本人確認)

第48条 当行は、お客さまがこのサービスを申し込むことにより、お客さまご本人を確認するための「ログインID」と「初期パスワード」を記載した「インターネット投資信託パスワード発行のお知らせ」をお送りします。

- 2 初回ログインに際して、それ以降お客さまご本人であることを確認するための「パスワード」を端末の画面から変更するものとします。
- 3 このサービスでは、当行に登録されている「ログインID」および「パスワード」(以下、「本人確認情報」といいます)とお客さまが端末の画面上に入力した本人確認情報の内容の一致により、次の各号の事項が確認できたものとして取扱います。

- ① お客さまの有効な意思による申込みであること。
- ② 当行が受信した依頼内容が真正なものであること。

(本人確認情報の管理)

第49条 本人確認情報は、お客さま自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示、譲渡および貸与をしないものとします。

- 2 当行は、いかなる名目であってもこのサービスの本人確認情報を聴取等することはありません。また、公的機関を名乗る者による照会であっても、その正当性を確認した上で、お客さま自身の責任において回答される必要があります。

3 パスワードは、生年月日や電話番号、同一数字等他人から推測されやすい番号の指定をさけ、お客さまは、秘密保持の観点から一定期間毎または不定期に更新するものとします。

4 本人確認情報につき盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、当行に直ちに連絡してください。この連絡を受けた場合は、直ちにこのサービスを停止します。なお、連絡前に生じた損害については、当行に過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。また、お客さまがこのサービスの取扱いを再開する場合は、当行所定の手続きをとるものとします。

- 5 このサービスの利用について、誤った本人確認情報の入力^が当行所定の回数を連続して行われた場合、その時点で当行

サービスの利用を停止します。お客さまが本サービスの取扱いの再開を求める場合は、当行所定の手続きをとるものとします。

(取引の依頼)

第9条 本サービスによる取引の依頼は、第6条に従った本人確認が終了後、お客さまが取引に必要な事項を当行所定の方法で当行に伝達することにより行うものとします。

2 投信振替決済口座約款等の規定にかかわらず、購入・解約の申込書等の提出を受けることなく、投資信託の購入・解約を行うものとします。

(注文依頼の取消・変更)

第10条 注文依頼を受け付けた後の注文内容の変更はできないものとします。ただし、注文依頼の取消は、当行に注文の処理開始前に限りお客さまは端末により所定の方法により取消することが可能です。処理開始後は端末による取消は行えません。また、次の各号の場合は注文依頼が取消されたものとして取扱います。

- ①購入注文の処理時点で、指定預金口座の残高が購入金額に満たない場合。ただし、1日に複数の注文依頼があり、その総額が指定預金口座の残高を超える場合、そのいずれの処理を行うかは当行の任意とします。
- ②購入注文の処理時点で、指定預金口座、投信振替決済口座に支払停止の事由（口座の解約、差押など正当な事由による支払停止等）がある場合。
- ③定時定額購入サービスにおいて当行が指定した銘柄及び金額の条件を満たさない注文の依頼があった場合。

(注文内容の確認)

第11条 注文処理後、お客さまは取引報告書により注文結果を確認するものとします。万一、注文内容に相違がある場合は、直ちにその旨を当行に連絡するものとします。

2 注文処理結果に依頼内容と相違する場合において、お客さまと当行の間で疑義が生じた場合は、当行のコンピュータに記録された内容を正当なものとして取扱うものとします。

(解約)

第12条 当行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約できるものとします。

- ①お客さまが、当行所定の方法により、本サービスの解約を申し出られ、当行がこれを承諾した場合。
- ②お客さまの「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に基づく投信託振替決済口座が解約された場合。
- ③お客さまが、第2条に定める法令等に違反した場合。
- ④お客さまが本規定に違反した場合。
- ⑤当行が合理的な理由をもって利用中止が適当であると判断した場合。
- ⑥当行の判断により、当行すべてのお客さまに対し、本サービスの提供を終了した場合。

(免責事項)

第13条 次の各号の事由により本サービス場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①通信機械、回線、コンピュータ等の障害により、本サービスの取扱いが遅延若しくは不能となった場合又は本サービスに関して当行から送信した情報が表示遅延若しくは表示不能となった場合があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。システム障害等が発生した場合は、利用時間中であっても利用者へ予告なく、本サービスの提供を一時停止することがあります。
- ②当行がこの規定による本人確認方法によりお客さまからの依頼としてこのサービスの取扱いを受け付けた場合に、ログインID、ログインパスワード又は投資信託口座番号に不正使用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

はこのサービスの利用を停止します。お客さまがこのサービスの取扱いの再開を求める場合は、当行所定の手続きをとるものとします。

(取引の依頼)

第50条 このサービスによる取引の依頼は、前条に従った本人確認が終了後、お客さまが取引に必要な事項を当行所定の方法で当行に伝達することにより行うものとします。

2 第15条の規定にかかわらず、買付または解約の申込書の提出を受けることなく、投資信託の買付または解約を行うものとします。

(注文依頼の取消・変更)

第51条 注文依頼を受け付けた後の注文内容の変更はできないものとします。ただし、注文依頼の取消は、当行の注文処理開始前に限りお客さまは端末により所定の方法により取消することが可能です。処理開始後は端末による取消は行えません。また、次の各号の場合は注文依頼が取消されたものとして取扱います。

- ①買付注文の処理時点で、指定預金口座の残高が買付金額に満たない場合。ただし、1日に複数の注文依頼があり、その総額が指定預金口座の残高を超える場合、そのいずれの処理を行うかは当行の任意とします。
- ②買付注文の処理時点で、指定預金口座、振替決済口座に支払停止の事由（口座の解約、差押など正当な事由による支払停止等）がある場合
- ③定時定額購入サービスにおいて当行が指定した銘柄および金額の条件を満たさない注文の依頼があった場合

(注文内容の確認)

第52条 注文処理後、お客さまはこのサービス利用して電子交付された取引報告書により注文結果を確認するものとします。万一、注文内容に相違がある場合は、直ちにその旨を当行に連絡するものとします。

2 注文処理結果が依頼内容と相違する場合において、お客さまと当行の間で疑義が生じた場合は、当行のコンピュータに記録された内容を正当なものとして取扱うものとします。

(削除)

(削除)

③インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことによりログイン ID、ログインパスワードが漏洩した場合があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

④災害、事変等当行の責に帰すことのできない事由又は裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、本サービスの取扱いが遅延又は不能となった場合があったもそれにより生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

(通信経路における安全対策)

第 14 条 お客さまは、本サービスの利用に際し、インターネット等の通信経路の特性及び本サービスで当行が講じる安全対策等に了承しているものとみなします。

(新設)

(合意管轄)

第 15 条 本サービスに関し、お客さまと当行との間で訴訟若しくは調停の必要が生じた場合、当行本店の所在地を管轄する裁判所を指定することができるものとします。

(規定の変更)

第 16 条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されるときがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限する、若しくはお客さまにあらたな義務を課すものと当行が判断するときは、その改定事項をお客さまに通知します。この場合、所定の期日までに異議の申し立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

(新設)

(新設)

(通信経路における安全対策)

第 53 条 お客さまは、このサービスの利用に際し、インターネット等の通信経路の特性およびこのサービスで当行が講じる安全対策等について、了承しているものとみなします。

(このサービスの解約等)

第 54 条 第59条で定める事由によるほか、次の各号に該当するときはこのサービスを停止できるものとします。

①お客さまが当行所定の方法によりこのサービスの解約を申し出られたとき。

②「インターネット投資信託パスワード発行のお知らせ」が不着または受取拒否により返却されたとき。

③お客さまがこのサービスを利用されることが不相当と判断したとき。

(削除)

(削除)

第 9 章 雑則

(届出事項の変更)

第 55 条 ご氏名、ご住所、個人番号その他当行へのお申し出事項およびお届け出印の変更（印章紛失によるお届け出印の改印を除きます。）など申込事項に変更があったときは、その旨を当行にお申し出のうえ、当行所定の変更届その他の書類に必要事項を記入し、お届け出印を押印のうえ、取引店に提出してください。

2 前項のお申し出があった場合は、当行は、住民票の写し、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認める書類などをご提出または個人番号カードのご提示をいただくことがあります。

3 指定預金口座のお届け出印を失ったときは、ただちに当行所定の手続きを行ってください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

4 お客さまの届出事項に変更があった場合は、当行はその手続きが完了したのち、有価証券の振替または換金、契約の解約のご請求に応じさせていただきます。

(通知の効力)

第 56 条 お客さまのお届出住所あてに行った諸通知（第 4 章で定める報告書等を含みます。以下、同じ。）が、転居、不在その他当行の責に帰すことのできない事由により、延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したのものとして取扱うことができるものとします。

2 前項の規定する当行の責に帰すことのできない事由により諸通知が不着となった場合においては、当行は、それ以降に

(新設)

なす諸通知について、お客さまが前条に定める届出事項変更を完了されるかまたは従来のお届出住所への到着が可能となったことを当行に連絡されるまで、当行に留め置くものとします。この場合においては、それらの諸通知は、通常発送すべき時期に発送し、通常到達すべき時に到着したものとして取扱うことができるものとします。

(成年後見人等の届出)

第 57 条 成年後見制度に関する届出については、次の各号の規定に従うものとします。

- ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書類によって届出てください。
- ② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書類によって届出てください。
- ③ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第 1 号から第 2 号と同様に届出てください。
- ④ 第 1 号から第 3 号の届出事項に取消し、または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

(新設)

(免責事項)

第 58 条 当行は、次の各号より生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第 55 条第 1 項および第 2 項による届出事項の変更もしくは第 57 条の成年後見人等の届出（以下この号において「変更等の届出」といいます。）を怠るかまたは変更等の届出が遅延したことにより生じた損害
- ② 当行が当行所定の申込書に使用された印鑑をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替または換金、その他の取扱いをしたうえで、当該書類等について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 当行が当行所定の申込書に使用された印影をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違があるため、有価証券の振替または換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、有価証券の振替または換金に直ちに応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、有価証券の記録が滅失等した場合または償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 電信または郵便の誤謬、遅滞等またシステム、回線、コンピュータ等の機器の障害等当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- ⑦ インターネット投資信託サービスの利用に際して、その事由の如何を問わず、お客さまのログイン ID およびパスワードをお客さまが入力したか否かにかかわらず（第三者により入力された場合を含みます。）、あらかじめ当行に届出られているログイン ID およびパスワードと一致することにより行われた取引について生じた損害
- ⑧ 当行が第 59 条の規定に従いサービス等を停止もしくは制限した場合またはこの約款における各契約または取扱いを解約した場合に生じた損害

(新設)

(取扱いの停止または解約)

第 59 条 この約款における各契約および取扱いは、次の各号にいずれかに該当したときに解約することができるものとします。

- ① お客さまから当行の定める方法で当行に解約のお申し出があった場合（融資等の契約に基づき有価証券に担保が設定されている場合を除きます。）
- ② お客さまから振替決済口座の解約のお申し出があったとき

- ③お客さまの相続の開始があったことを当行が知ったとき
(この場合の相続手続きについては当行所定の方法によるものとします。)
 - ④お客さまが、この約款の定め違反し、当行が是正を求めたにもかかわらず、お客さまが是正されないとき。
 - ⑤この約款の変更にお客さまが同意されないとき。
 - ⑥お客さまの保護預り口座および振替決済口座において有価証券の残高がないまま、3年以上の期間を経過したとき。
 - ⑦以下のイからハの条件を満たすとき。
 - イ. 有価証券の残高がないこと。
 - ロ. お客さまが第9条の届出事項の変更の届け出をされない場合において、当行からの諸通知が到着しなくなった日から起算して1年以上を経過していること。
 - ハ. 特定口座および非課税口座を開設していないこと。
 - ⑧やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
- 2** 前項のほか、次の各号のいずれかに該当すると当行が判断し、お客さまとの取引を継続することが不適正である場合には、当行は証券取引を停止し、またはお客さまに通知することにより、証券取引に係る契約を解約することができるものとします。この場合、当行は前項に準じて、お客さまの有価証券については振替または換金の手続きを行います。なお、この契約の解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。また、この契約の解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ①お客さまが当行との取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - イ. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ロ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ハ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ニ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ホ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つでも該当する行為をした場合
 - イ. 暴力的な要求行為
 - ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ホ. その他イからニ に準ずる行為

(解約に伴う返還手続き)

第 60 条 この約款における各契約が解約されたときには、当行は、所定の方法により遅滞なくお客さまの振替有価証券および金銭をお客さまに返還いたします。

2 第25条に定める振替有価証券については、お客さまの指定する口座管理機関等への振替を行います。お客さまの指定する口座管理機関等への振替ができない場合は、当該振替有価証券を換金し、所定の経費を差し引いた金銭を引き渡すことにより、返還に代えるものとします。

3 金銭の返還については、お客さまの指定預金口座への入金により行います。この方法がとれない場合は、当行の判断に

(新設)

<p>(新設)</p>	<p>より、現金書留、供託等の方法により返還するものいたします。</p> <p>(米国税務当局への情報提供に係る同意)</p> <p>第 61 条 <u>米国政府および日本政府からの要請により、当行は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性がある」と当行が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>①米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織</p> <p>②米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織</p> <p>③FATCA の枠組みに参加していない金融機関 (米国内国歳入法 1471 条および 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(合意管轄)</p> <p>第 62 条 <u>この約款に関するお客さまと当行と間の訴訟については、取引店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとしします。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第 63 条 <u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されるときがあります。</u></p> <p>2 <u>当行は、改定の内容がお客さまの従来の権利を制限するものしくはお客さまに新たな義務を課するものである場合は、その改定の内容をお客さまに通知します。この場合、当行があらかじめ定める日まで異議の申し出がないときは、その改定に同意したものととして取扱います。</u></p> <p>3 <u>改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するものしくはお客さまに新たな義務を課するものでない場合、または、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。この場合、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとしします。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>この約款の改定は、平成28年1月1日より適用されるものとしします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 12 月 1 日 改定</p>

改定内容等に関するお問合せは、下記までご連絡ください。

株式会社北都銀行
金融サービス事務センター
018-837-1838

『特定口座取引約款』改定のお知らせ

株式会社北都銀行

当行では、特定口座取引約款を改定し、平成 28 年 1 月 1 日以降適用させていただきます。

なお、改定後の新契約は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

【改定内容】

(下線部変更)

現行	改定																																				
<p>(この約款の趣旨)</p> <p>第 1 条 この約款は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 および第 37 条の 11 の 6 の規定により、お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得税計算等の特例ならびに源泉徴収選択口座内配当等に係る所得税計算および源泉徴収等の特例を受けるために株式会社北都銀行（以下「当行」といいます。）に開設される特定口座に係る振替口座簿への上場株式等の記載または記録がされている上場株式等の譲渡について、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号および第 3 号に規定する要件、当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式配当等の受領について同法第 37 条の 11 の 6 第 4 項第 1 号に規定する要件ならびに当行との権利義務関係を明確にするために定めるものです。</p> <p>2 当行は、この約款に従って上場株式等保管委託契約および上場株式配当等受領委任契約（第 3 条第 3 項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出されていないお客さまについては、特定口座での上場株式等の配当等の受領に関する規定は適用されないものとします。）をお客さまと締結いたします。</p>	<p>(この約款の趣旨)</p> <p>第 1 条 この約款は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 および第 37 条の 11 の 6 の規定により、お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得税計算等の特例ならびに源泉徴収選択口座内配当等に係る所得税計算および源泉徴収等の特例を受けるために株式会社北都銀行（以下「当行」といいます。）に開設される特定口座に係る振替口座簿への上場株式等の記載または記録がされている上場株式等の譲渡について、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号および第 3 号に規定する要件、当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式配当等の受領について同法第 37 条の 11 の 6 第 4 項第 1 号に規定する要件ならびに当行との権利義務関係を明確にするために定めるものです。</p> <p>2 当行は、この約款に従って上場株式等保管委託契約および上場株式配当等受領委任契約（<u>租税特別措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出されていないお客さまについては、特定口座での上場株式等の配当等の受領に関する規定は適用されないものとします。</u>）をお客さまと締結いたします。</p>																																				
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この約款における用語の定義は租税特別措置法および同法施行令により次のとおり定められています。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p>																																				
<table border="1"> <tr> <td>特定口座開設届出書</td> <td>特定口座開設を届け出するための書類として租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定するもの</td> </tr> <tr> <td>特定口座内保管上場株式等</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定する特定口座にかかる振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等</td> </tr> <tr> <td>特定口座源泉徴収選択届出書</td> <td>特定口座での源泉徴収選択を届け出するための書類として租税特別措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に規定するもの</td> </tr> <tr> <td>特定保管勘定</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号に規定する特定口座にかかる振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等につき、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定</td> </tr> <tr> <td>特定上場株式配当等勘定</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 4 項第 2 号に規定する上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等につき、当該上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定</td> </tr> <tr> <td>源泉徴収選択口座</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された特定口座</td> </tr> <tr> <td>上場株式等の配当等</td> <td>源泉徴収選択口座を有するお客さまが支払を受ける租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等の配当等</td> </tr> <tr> <td>源泉徴収選択口座内配当等</td> <td>上場株式等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れられた上場株式等の配当等</td> </tr> <tr> <td>源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 1 項の規定適用を受けるために届け出するための書類として同法第 37 条の 11 の 6 第 2 項および同法施行令第 25 条の 10 の 13 第 2 項に規定するもの</td> </tr> </table>	特定口座開設届出書	特定口座開設を届け出するための書類として租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定するもの	特定口座内保管上場株式等	租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定する特定口座にかかる振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等	特定口座源泉徴収選択届出書	特定口座での源泉徴収選択を届け出するための書類として租税特別措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に規定するもの	特定保管勘定	租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号に規定する特定口座にかかる振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等につき、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定	特定上場株式配当等勘定	租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 4 項第 2 号に規定する上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等につき、当該上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定	源泉徴収選択口座	租税特別措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された特定口座	上場株式等の配当等	源泉徴収選択口座を有するお客さまが支払を受ける租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等の配当等	源泉徴収選択口座内配当等	上場株式等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れられた上場株式等の配当等	源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書	租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 1 項の規定適用を受けるために届け出するための書類として同法第 37 条の 11 の 6 第 2 項および同法施行令第 25 条の 10 の 13 第 2 項に規定するもの	<table border="1"> <tr> <td>①特定口座</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に定める特定口座をいいます。</td> </tr> <tr> <td>②振替口座簿</td> <td>社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいます。</td> </tr> <tr> <td>③上場株式等</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項各号の規定により定める金融商品取引所に上場されている株式等、公社債および公募投資信託の受益権などをいいます。</td> </tr> <tr> <td>④特定公社債</td> <td>租税特別措置法第 3 条第 1 項第 1 号に定める特定公社債をいいます。</td> </tr> <tr> <td>⑤特定口座内保管上場株式等</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定する特定口座にかかる振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等をいいます。</td> </tr> <tr> <td>⑥特定保管勘定</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号に規定する特定口座にかかる振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等につき、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。</td> </tr> <tr> <td>⑦上場株式等保管委託契約</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号に定める上場株式等保管委託契約をいいます。</td> </tr> <tr> <td>⑧特定上場株式配当等勘定</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 4 項第 2 号に規定する上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等につき、当該上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。</td> </tr> <tr> <td>⑨源泉徴収選択口座</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された特定口座をいいます。</td> </tr> </table>	①特定口座	租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に定める特定口座をいいます。	②振替口座簿	社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいます。	③上場株式等	租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項各号の規定により定める金融商品取引所に上場されている株式等、公社債および公募投資信託の受益権などをいいます。	④特定公社債	租税特別措置法第 3 条第 1 項第 1 号に定める特定公社債をいいます。	⑤特定口座内保管上場株式等	租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定する特定口座にかかる振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等をいいます。	⑥特定保管勘定	租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号に規定する特定口座にかかる振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等につき、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。	⑦上場株式等保管委託契約	租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号に定める上場株式等保管委託契約をいいます。	⑧特定上場株式配当等勘定	租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 4 項第 2 号に規定する上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等につき、当該上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。	⑨源泉徴収選択口座	租税特別措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された特定口座をいいます。
特定口座開設届出書	特定口座開設を届け出するための書類として租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定するもの																																				
特定口座内保管上場株式等	租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定する特定口座にかかる振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等																																				
特定口座源泉徴収選択届出書	特定口座での源泉徴収選択を届け出するための書類として租税特別措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に規定するもの																																				
特定保管勘定	租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号に規定する特定口座にかかる振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等につき、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定																																				
特定上場株式配当等勘定	租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 4 項第 2 号に規定する上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等につき、当該上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定																																				
源泉徴収選択口座	租税特別措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された特定口座																																				
上場株式等の配当等	源泉徴収選択口座を有するお客さまが支払を受ける租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等の配当等																																				
源泉徴収選択口座内配当等	上場株式等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れられた上場株式等の配当等																																				
源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書	租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 1 項の規定適用を受けるために届け出するための書類として同法第 37 条の 11 の 6 第 2 項および同法施行令第 25 条の 10 の 13 第 2 項に規定するもの																																				
①特定口座	租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に定める特定口座をいいます。																																				
②振替口座簿	社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいます。																																				
③上場株式等	租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項各号の規定により定める金融商品取引所に上場されている株式等、公社債および公募投資信託の受益権などをいいます。																																				
④特定公社債	租税特別措置法第 3 条第 1 項第 1 号に定める特定公社債をいいます。																																				
⑤特定口座内保管上場株式等	租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定する特定口座にかかる振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等をいいます。																																				
⑥特定保管勘定	租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号に規定する特定口座にかかる振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等につき、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。																																				
⑦上場株式等保管委託契約	租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号に定める上場株式等保管委託契約をいいます。																																				
⑧特定上場株式配当等勘定	租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 4 項第 2 号に規定する上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等につき、当該上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。																																				
⑨源泉徴収選択口座	租税特別措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された特定口座をいいます。																																				

源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書	上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れをやめることを依頼する書類として租税特別措置法第37条の11の6第3項および同法施行令第25条の10の13第4項に規定するもの
源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書	上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れをやめることを依頼する書類として租税特別措置法第37条の11の6第3項および同法施行令第25条の10の13第4項に規定するもの
特定口座異動届出書	特定口座開設届書の記載事項の変更を届け出るための書類として租税特別措置法施行令第25条の10の4に規定するもの
特定口座廃止届出書	特定口座を廃止するための書類として租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定するもの
特定口座開設者死亡届出書	特定口座開設者の死亡を届け出るための書類として租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定するもの

(特定口座の開設)

第3条 お客さまが特定口座の開設を申し込むに当たっては、あらかじめ、当行に対し、租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、お客さまは住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の確認書類を提示のうえ、氏名、生年月日および住所を告知していただき、当該告知の事項について、確認を受けていただくものとします。

(第4項より)

2 お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望される場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までに当行に対し、租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書をご提出していただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまからその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までにとくにお申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとしたします。

3 お客さまが当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、お客さまは、当該年に源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。

4 お客さまは当行に複数の特定口座を開設することができません。

(特定保管勘定における振替口座簿への記録等)

第4条 お客さまの特定口座に係る振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定において行います。

(特定口座を通じた取引)

第5条 特定口座を開設されたお客さまが当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、お客さまからとくにお申出がない限り、すべて特定口座を通じて行うものとします。

(新設)

⑩上場株式等の配当等	租税特別措置法第8条の4第1項各号に掲げる上場株式等の配当等をいい、特定公社債の利子、公募投資信託の分配金などからなります。
⑪源泉徴収選択口座内配当等	上場株式等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れられた上場株式等の配当等をいいます。
⑫上場株式等配当等受領委任契約	租税特別措置法第37条の11の6第4項第1号に定める上場株式配当等受領委任契約をいいます。

(特定口座の申込方法)

第3条 お客さまが特定口座の開設を申し込むに当たっては、あらかじめ、当行に対し、租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、お客さまは住民票の写し、個人番号カードその他一定の確認書類を提示し、氏名、生年月日、住所および個人番号につき確認を受けていただくこととなります。

2 租税特別措置法第37条の11の3第5項の規定により、同項の定める例外を除き、お客さまは、当行に対して特定口座開設届出書を重ねて提出し、複数の特定口座を当行に開設することはできません。

3 お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までに当行に対し、租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書をご提出していただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまからその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までにとくにお申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとしたします。

4 お客さまが当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、お客さまは、当該年に源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

(第2項へ)

(特定保管勘定における振替口座簿への記録等)

第4条 お客さまの特定口座に係る振替口座簿への上場株式等の記載または記録は特定保管勘定において行います。

(特定口座を通じた取引)

第5条 特定口座を開設されたお客さまが当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、お客さまからとくにお申出がない限り、すべて特定口座を通じて行うものとします。

2 日々決算型投資信託の受益権を当行の口座で保有されているお客さまは、前項のお申出の有無にかかわらず、当該受益権を既に保有されている口座区分（一般口座または特定口座）での取引となる場合があります。

(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第 6 条 当行はお客さまの特定保管勘定に、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。

- ① お客さまが第 2 条で定める特定口座開設届出書の提出後に、当行で購入の申込みをされた上場株式等で、その取得後直ちにお客さまの特定口座に受け入れるもの
- ② 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客さまの特定口座に受け入れられている特定口座内上場株式等の全部または一部を所定の方法により当行の当該お客さまの特定口座に移管することにより受け入れる上場株式等
- ③ お客さまが、贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当行または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式等（引き続き当該特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているものに限り。）で移管または振替口座簿もしくは「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保振法」といいます。）に規定する顧客口座簿に記載または記録の方法で受け入れるもの（ただし、お客さまが特定口座において既に同一銘柄を保有されているときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 15 項第 3 号イの定めにより贈与による移管ができない場合があります。）

(新 設)

(新 設)

(新 設)

2 前項の規定にかかわらず、特定口座内保管上場株式等でない公募投資信託に係る分配金の再投資による受益権の取得については、お客さまが開設されている特定口座で受入れられません。

(新 設)

(譲渡の方法)

第 7 条 お客さまは、特定保管勘定に係る振替口座簿に記載または記録されている上場株式等の譲渡については、お客さまか

(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第 6 条 当行はお客さまの特定保管勘定に、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。

- ① お客さまが第 3 条で定める特定口座開設届出書の提出後に、当行で購入の申込みをされた上場株式等で、その取得後直ちにお客さまの特定口座に受け入れるもの。
- ② 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客さまの特定口座に受け入れられている特定口座内上場株式等の全部または一部を所定の方法により当行の当該お客さまの特定口座に移管することにより受け入れる上場株式等
- ③ お客さまが、贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当行に開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式等、非課税口座に係る非課税口座内上場株式等もしくは未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等または一般口座に係る振替口座簿に記載または記録されていた上場株式等（引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録されているものに限り。）で、所定の方法により当行のお客さまの特定口座に移管することにより受入れるもの（ただし、お客さまが特定口座において既に同一銘柄を保有されているときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 3 号イの定めにより贈与による移管ができない場合があります。）。
- ④ お客さまが、贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当行以外の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式等または一般口座に係る振替口座簿に記載または記録されていた上場株式等（引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録されているものに限り。）で、所定の方法により当行のお客さまの特定口座に移管することにより受入れるもの（ただし、お客さまが特定口座において既に同一銘柄を保有されているときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 3 号イの定めにより贈与による移管ができない場合があります。）。
- ⑤ お客さまが、特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを除く。）に限り。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、振替口座簿に記載または記録する方法により行うもの。
- ⑥ お客さまが第 20 条（出国口座等）の規定により開設された出国口座（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項に規定する出国口座をいいます。以下同じ）に係る振替口座簿に記載または記録されている上場株式等で、お客さまからの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受入れるもの。

2 前項の規定にかかわらず、特定口座内保管上場株式等でない公募投資信託に係る分配金の再投資による受益権の取得については、お客さまが開設されている特定口座で受入れられません。

3 第 1 項の規定にかかわらず、特定口座内保管上場株式等でない日々決算型投資信託の受益権を当行の一般口座で保有するお客さまは、日々決算型投資信託の受益権を取得し、当行に開設されている特定口座に受入れることができない場合があります。

(譲渡の方法)

第 7 条 お客さまは、特定保管勘定に係る振替口座簿に記載または記録されている上場株式等の譲渡については、お客さまか

ら当行への解約のお申出による方法、当行に対して譲渡する方法のいずれかにより行うものとします。

(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

第 8 条 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行はお客さまに対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 12 項第 2 号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日および当該取得日に係る数等を書面により通知します。

(特定口座内保管上場株式等の移管)

第 9 条 お客さまが、当行以外の金融商品取引業者等（以下この条において「移管元金融商品取引業者等」といいます。）に開設されている特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録されている特定口座内保管上場株式等を当行に開設されている特定口座に第 6 条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）②に規定する移管をされる場合には、当行は租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 11 項および第 12 項の定めるところにより当該移管を行うものとします。その際、お客さまには移管元金融商品取引業者等に対し、特定口座内保管上場株式等移管依頼書等を提出していただくものとします。

(相続または遺贈による特定口座への移管による受入れ)

第 10 条 お客さまの贈与者、被相続人または包括遺贈者が当行または当行以外の金融商品取引業者等に開設されていた特定口座（以下この条において「相続等口座」といいます。）に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または当該特定口座において保管の委託がなされていた特定口座内保管上場株式等（以下この条において「相続上場株式等」といいます。）につき、お客さまが当行に開設されている特定口座に第 5 条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）③に規定する上場株式等の移管による受入れをされる場合には、当行は租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 15 項第 3 号または第 4 号および同条第 16 項から第 18 項までに定めるところにより当該移管による受入れを行うものとします。その際、お客さまには相続等口座が開設されている当行または他の金融商品取引業者等に相続上場株式等移管依頼書等を提出していただくものとします。

(新 設)

(新 設)

(特定口座年間取引報告書の交付)

第 11 条 当行は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 号に定めるところにより、その年中にお客さまが特定口座において取引された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用、当該譲渡に係る所得の金額または差益の金額その他所定の事項を記載した特定口座年間取引報告書を、翌年 1 月 31 日までに、お客さまに交付します。

2 第 19 条（特定口座の廃止）によりこの契約が解約されたとき（同条第 1 項⑥に該当し解約されたときは除きます。）は、当行は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付します。

3 当行は、特定口座年間取引報告書 2 通を作成し、1 通はお客さまへ交付し、1 通は税務署に提出いたします。

4 前各項の規定にかかわらず、その年中またはその年初から解約までの期間に特定口座内保管上場株式等の譲渡および第 13

ら当行への解約のお申出による方法または当行に対して譲渡する方法のいずれかにより行うものとします。

(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

第 8 条 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行はお客さまに対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 11 項第 2 号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日および当該取得日に係る数等を書面により通知します。

(特定口座内保管上場株式等の移管)

第 9 条 お客さまが、当行以外の金融商品取引業者等（以下この条において「移管元金融商品取引業者等」といいます。）に開設されている特定口座に係る振替口座簿に記載または記録されている特定口座内保管上場株式等を当行に開設されている特定口座に第 6 条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）②に規定する移管をされる場合には、当行は租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 10 項および第 11 項の定めるところにより当該移管を行うものとします。その際、お客さまには移管元金融商品取引業者等に対し、特定口座内保管上場株式等移管依頼書等を提出していただくものとします。

(相続または遺贈による特定口座への移管による受入れ)

第 10 条 お客さまの贈与者、被相続人または包括遺贈者が当行または当行以外の金融商品取引業者等に開設されていた特定口座（以下この条において「相続等口座」といいます。）に係る振替口座簿に記載または記録されていた特定口座内保管上場株式等（以下この条において「相続上場株式等」といいます。）につき、お客さまが当行に開設されている特定口座に第 5 条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）③に規定する上場株式等の移管による受入れをされる場合には、当行は租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 3 号または第 4 号および同条第 15 項から第 17 項までに定めるところにより当該移管による受入れを行うものとします。その際、お客さまには相続等口座が開設されている当行または他の金融商品取引業者等に相続上場株式等移管依頼書等を提出していただくものとします。

2 前項の規定によるお客さまの特定口座への移管による受入れに関しては、第 9 条（特定口座内保管上場株式等の移管）の規定により、お客さまの贈与者が当行に開設している特定口座への移管による受入れを行った後に当該特定口座からお客さまの特定口座への移管による受入れを行っていただく方法によるなど前項の規定に基づく方法以外の方法でのお取扱いとなる場合があります。

3 第 1 項の規定によるお客さまの特定口座への日々決算型投資信託の受益権の移管による受入れに関しては、お客さまの被相続人または包括遺贈者の当行に開設していた特定口座を解約し、当該解約代金をお客さまの口座へ移管後、同一銘柄をお客さまの特定口座において取得していただく方法による場合があります。

(特定口座年間取引報告書の交付)

第 11 条 当行は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 号に定めるところにより、その年中にお客さまが特定口座において取引された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用、当該譲渡に係る所得の金額または差益の金額その他所定の事項を記載した特定口座年間取引報告書を、翌年 1 月 31 日までに、お客さまに交付します。

2 第 19 条（特定口座の廃止）によりこの契約が解約されたとき（同条第 1 項⑥に該当し解約されたときは除きます。）は、当行は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付します。

3 当行は、特定口座年間取引報告書 2 通を作成し、1 通はお客さまへ交付し、1 通は税務署に提出いたします。

4 前各項の規定にかかわらず、その年中またはその年初から解約までの期間に特定口座内保管上場株式等の譲渡および第 13

条で規定する源泉徴収選択口座で受領する上場株式等の配当金等がない場合は、お客さまの請求があるときを除き、お客さまへの交付を省略できるものとします。

5 当行は、租税特別措置法第37条の11の3第9項に定める特定口座年間取引報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関し、お取扱いをしないことがあります。

(地方税の徴収方法)

第12条 当行は、お客さまから特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合には、地方税法第71条の51の規定に基づき株式等譲渡所得割を特別徴収いたします。

(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

第13条 当行は、お客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきものを受け入れます。

2 当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受取った後直ちにお客さまに交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

第14条 お客さまが租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日以前の当行が定める期日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

2 お客さまが租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日以前の当行が定める期日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項および同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第15条 源泉徴収選択口座においては交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座内に設けられた特定上場株式等配当等勘定(上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定)において行います。

(所得金額等の計算)

第16条 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税即別措置法第37条の11の3(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に関する所得計算等の特例)、同法37条の11の4(特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例)、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成14年法律第15号)附則第13条および第14条ならびにその関係政省令に基づき行われます。

2 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項および関連政省令の規定に基づき行われます。

(源泉徴収・還付)

第17条 当行は、お客さまが特定口座源泉徴収選択届出書の提出において、源泉徴収ありを選択いただいた場合には、租税特別措置法、地方税法、その他関係法令の規定に基づき、特定口座内保管上場株式等の所得について、所得税および地方税の源泉徴収または還付を行います。

2 所得税および地方税の源泉徴収は、特定口座内上場株式等の譲渡の対価に相当する金額を指定預金口座(当行が定める指定預金口座をいいます。以下同じ。)に入金した後、直ちに指定

条で規定する源泉徴収選択口座で受領する上場株式等の配当金等がない場合は、お客さまの請求があるときを除き、お客さまへの交付を省略できるものとします。

5 当行は、租税特別措置法第37条の11の3第9項に定める特定口座年間取引報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関し、お取扱いをしないことがあります。

(地方税の徴収方法)

第12条 当行は、お客さまから特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合には、地方税法第71条の51の規定に基づき株式等譲渡所得割を特別徴収いたします。

(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

第13条 当行は、お客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきものを受け入れます。

2 当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受取った後直ちにお客さまに交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

第14条 お客さまが租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日以前の当行が定める期日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

2 お客さまが租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日以前の当行が定める期日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項および同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第15条 源泉徴収選択口座においては交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座内に設けられた特定上場株式等配当等勘定(上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定)において行います。

(所得金額等の計算)

第16条 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税即別措置法第37条の11の3(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に関する所得計算等の特例)、同法37条の11の4(特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例)、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成14年法律第15号)附則第13条および所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第44条ならびにその関係政省令に基づき行われます。

2 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項および関連政省令の規定に基づき行われます。

(源泉徴収・還付)

第17条 当行は、お客さまが特定口座源泉徴収選択届出書の提出において、源泉徴収ありを選択いただいた場合には、租税特別措置法、地方税法、その他関係法令の規定に基づき、特定口座内保管上場株式等の所得について、所得税および地方税の源泉徴収または還付を行います。

2 所得税および地方税の源泉徴収は、特定口座内上場株式等の譲渡の対価に相当する金額を指定預金口座(証券取引約款で定める指定預金口座をいいます。以下同じ。)に入金した後、直

預金口座より引き落とす方法で行います。

- 3 源泉徴収した税金について還付を行う場合は、指定預金口座へ入金します。

(届出事項の変更)

第 18 条 第 3 条に基づく特定口座開設届出書の提出後、お客さまの氏名、住所など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 4 の規定によりお客さまから遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当行にご提出していただきます。その変更が氏名または住所に係るものであるときは、お客さまから住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類を提示のうえ、氏名、生年月日および住所を告知していただき、当該告知の事項について、確認を受けていただくものとします。

(特定口座の廃止)

第 19 条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものとします。

- ① お客さまからの解約のお申出があったとき。この場合、お客さまには租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定に基づき特定口座廃止届書を当行に提出していただきます。
- ② お客さまが海外転勤等の出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。この場合、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。
- ③ 租税特別措置法第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。
- ④ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
- ⑤ この約款の変更にお客さまが同意されないとき。
- ⑥ お客さまの特定口座において特定口座内保管を有しないこととなった状態が 3 年以上の期間に継続した場合、当行は、当行所定の方法によりお客さまの特定口座を廃止することができるものとします。

2 前項各号のいずれかに該当するときは、当行はお客さまに代わり特定口座内保管上場株式等について一般口座への移管ができるものとします。

(新 設)

(出国口座等)

第 20 条 前条第 1 項第 2 号に該当することとなるお客さまは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項に定める要件を満たす場合に限り、出国前に当行の特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、引き続き当行に開設されている出国口座に係る振替口座簿に記載または記録されている場合は、帰国後に当行に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。

2 前項に定める取扱いをご希望されるお客さまは、出国前に特定口座継続適用届出書を当行に提出し、かつ、帰国後に特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当行に提出することが必要となります。

(新 設)

ちに指定預金口座より引き落とす方法で行います。

- 3 源泉徴収した税金について還付を行う場合は、指定預金口座へ入金します。

(届出事項の変更)

第 18 条 第 3 条に基づく特定口座開設届出書の提出後、お客さまのご氏名、ご住所など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときまたは個人番号が初めて通知されたときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 4 の規定によりお客さまは、遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当行にご提出していただきます。その届出がご氏名、ご住所もしくは個人番号の変更に係るものであるときは、お客さまから住民票の写し、個人番号カードその他一定の書類を提示し、確認を受けていただくものとします。

(特定口座の廃止)

第 19 条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものとします。

- ① お客さまからの解約のお申出があったとき。この場合、お客さまには租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定に基づき特定口座廃止届書を当行に対し提出していただきます。
- ② お客さまが海外転勤等の出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。この場合、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。
- ③ 租税特別措置法第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。
- ④ お客さまがこの約款の規定に違反し、当行からの是正の要請に応じていただけない場合、当行の証券取引約款に基づきお客さまの証券口座が廃止となった場合等やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
- ⑤ この約款の変更にお客さまが同意されないとき。
- ⑥ お客さまの特定口座において特定口座内保管を有しないこととなった状態が 3 年以上の期間に継続した場合、当行は、当行所定の方法によりお客さまの特定口座を廃止することができるものとします。

2 前項各号のいずれかに該当するときは、当行はお客さまに代わり特定口座内保管上場株式等について一般口座への移管ができるものとします。

3 お客さまが当行に開設している特定口座が第 3 条第 2 項の規定に抵触することが判明した場合、その是正のため、お客さまの特定口座に関する当行からの要請（一部の特定口座の廃止を含みます。）に応じていただく場合があります。

(出国口座等)

第 20 条 前条第 1 項第 2 号に該当することとなるお客さまは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項に定める要件を満たす場合に限り、出国前に当行の特定口座に係る振替口座簿に記載または記録され、引き続き当行に開設されている出国口座に係る振替口座簿に記載または記録されている場合は、帰国後に当行に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。

2 前項に定める取扱いをご希望されるお客さまは、出国前に特定口座継続適用届出書を当行に提出し、かつ、帰国後に特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当行に提出することが必要となります。

3 出国前に当行の特定口座に係る振替口座簿に記載または記録されていた日々決算型投資信託の受益権の出国口座への移管および帰国後に当行に再び開設される特定口座へ移管する場合は、その都度解約代金を移管し改めて買付いただく場合があります。

(法令・諸規則等の適用)

第 21 条 この約款に定めのない事項については、租税特別措置法、地方税法、関係政省令、諸規則等および当行の定めに従って、取り扱うものといたします。

(免責事項)

第 22 条 お客さまが、第 17 条（届出事項の変更）の手続きを怠ったこと、その他の当行の責めに帰すべきでない事由により、第 11 条に定める特定口座年間取引報告書の交付が受けられないことなど特定口座に係る税制上の取扱い、ならびに、この約款の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責めを負わないものといたします。

(合意管轄)

第 23 条 お客さまと当行の間のこの契約に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうち当行が管轄裁判所を指定することができるものとします。

(約款の変更)

第 24 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されるときがあります。

- 2 当行は、改定の内容がお客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課するものである場合は、その改定の内容をお客さまに通知します。この場合、当行があらかじめ定める日まで異議の申し出がないときは、その改定に同意したものととして取扱います。
- 3 当行は、改定の内容がお客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課するものでない場合、または、改定の影響が軽微であると判断される場合には、前項の通知を当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。この場合、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(特定公社債等の特定口座への移管手続きに関する同意)

第 25 条 平成 28 年 1 月 1 日より特定公社債等が「特定口座」の対象になることに伴い、平成 28 年 1 月 1 日前に特定口座を開設されているお客さまは、本約款の交付をもって、特定口座取引に係るお客さまとの間の権利義務に関する合意が成立したものとし、第 1 号および第 2 号の特定公社債等については、平成 28 年 1 月 1 日に特定口座に移管することを同意されたものとして取扱います。また、第 3 号の特定公社債等については、特定口座を開設した日に移管することを同意されたものとして取扱います。

- ① お客さまが平成 27 年 12 月 31 日以前に当行を通じて取得した特定公社債等で、取得後直ちに当行に開設されている一般口座に係る振替口座簿に記録され、引き続きその口座で管理され、取得価額や取得日等が管理されている当該特定公社債等（「特定取得上場株式等」という。）
- ② 当行に開設されている一般口座に係る振替決済口座簿で、平成 27 年 6 月 30 日以前から引き続き管理がされており、一般口座に受け入れた日に発行価額もしくは売出価額がある特定公社債等（「一般取得上場株式等」という。平成 27 年 6 月 30 日以前に他の口座管理機関から振替で受け入れたものを含み、特定取得上場株式等を除く。）
- ③ 平成 28 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に特定口座を開設した個人のお客さまが保有する特定公社債等（「特例上場株式等」という。平成 28 年 1 月 1 日以後に当行を通じて特定取得がされたもの並びに特定取得上場株式等および一般取得上場株式等を除く。）

(新 設)

(新 設)

(法令・諸規則等の適用)

第 21 条 この約款に定めのない事項については、租税特別措置法、地方税法、関係政省令、諸規則等および当行の定めに従って、取り扱うものといたします。

(免責事項)

第 22 条 お客さまが、第 18 条（届出事項の変更）の手続きを怠ったこと、その他の当行の責めに帰すべきでない事由により、第 11 条に定める特定口座年間取引報告書の交付が受けられないことなど特定口座に係る税制上の取扱い、ならびに、この約款の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責めを負わないものといたします。

(合意管轄)

第 23 条 お客さまと当行の間のこの契約に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうち当行が管轄裁判所を指定することができるものとします。

(約款の変更)

第 24 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されるときがあります。

- 2 当行は、改定の内容がお客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課するものである場合は、その改定の内容をお客さまに通知します。この場合、当行があらかじめ定める日まで異議の申し出がないときは、その改定に同意したものととして取扱います。
- 3 当行は、改定の内容がお客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課するものでない場合、または、改定の影響が軽微であると判断される場合には、前項の通知を当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。この場合、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(特定公社債等の特定口座への移管手続きに関する同意および経過措置)

第 25 条 平成 28 年 1 月 1 日より特定公社債等が「特定口座」の対象になることに伴い、平成 28 年 1 月 1 日前に特定口座を開設されているお客さまは、この約款の交付をもって、特定口座取引に係るお客さまとの間の権利義務に関する合意が成立したものとし、第 1 号および第 2 号の特定公社債等については、平成 28 年 1 月 1 日に特定口座に移管することを同意されたものとして取扱います。また、第 3 号の特定公社債等については、特定口座を開設した日に移管することを同意されたものとして取扱います。

- ① お客さまが平成 27 年 12 月 31 日以前に当行を通じて取得した特定公社債等で、取得後直ちに当行に開設されている一般口座に係る振替口座簿に記録され、引き続きその口座で管理され、取得価額や取得日等が管理されている当該特定公社債等（「特定取得上場株式等」という。）
- ② 当行に開設されている一般口座に係る振替決済口座簿で、平成 27 年 6 月 30 日以前から引き続き管理がされており、一般口座に受け入れた日に発行価額もしくは売出価額がある特定公社債等（「一般取得上場株式等」という。平成 27 年 6 月 30 日以前に他の口座管理機関から振替で受け入れたものを含み、特定取得上場株式等を除く。）
- ③ 平成 28 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に特定口座を開設した個人のお客さまが保有する特定公社債等（「特例上場株式等」という。平成 28 年 1 月 1 日以後に当行を通じて特定取得がされたもの並びに特定取得上場株式等および一般取得上場株式等を除く。）
- ④ 特定取得上場株式等および一般取得上場株式等（特定相続上場株式等および一般相続上場株式等も含まれます。）に該当しうる特定公社債等のうち、当行においてその取得日、取得価額等の管理がなされていないものは、前各号に定める特定口座への受入れの対象とはなりません。
- ⑤ 第 1 号から第 3 号までの規定により平成 28 年 1 月 1 日に当行に当行に開設されている特定口座への受入れがされる

<p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>この約款の改定は、平成 27 年 8 月 1 日より適用するものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 6 月 30 日 改定</p>	<p><u>ものとして確定している特定公社債等につき、お客さまが同日前に約定し、同日以後に受渡しされる譲渡をされる場合には、特定口座取引約款第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、すべて特定口座を通じた譲渡として取扱います。当行がこの取扱いを行う際、同日前の約定を一般口座で受付、同日以後に当該約定を取消し、改めて特定口座で約定させていただくことがあります。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>(改定後のこの約款の規定の適用)</u></p> <p>第 1 条 <u>平成 27 年 12 月 1 日付け改定による変更後の規定は、平成 28 年 1 月 1 日から適用されます。なお特定口座での取引に関しては、適用日以後の受渡しが行われるものから適用されます。また、特定口座取引約款第 3 条（特定口座の申込方法）第 1 項の規定は、当行におけるお客さまからの特定口座開設届出書の正式な受理が適用日以後となるものから適用されます。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 12 月 1 日 改定</p>
---	---

改定内容等に関するお問合せは、下記までご連絡ください。

株式会社北都銀行
金融サービス事務センター
018-837-1838

『非課税上場株式等管理に関する約款』改定のお知らせ

株式会社北都銀行

当行では、非課税上場株式等管理に関する約款を改定し、平成 28 年 1 月 1 日以降適用させていただきます。
 なお、改定後の新約款は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

【改定内容】

(下線部変更)

現行	改定後																		
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第 1 条 この約款は、お客さまが租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるため、株式会社北都銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引約款」その他の当行が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によるものとします。</p> <p>(新設)</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第 1 条 この約款は、お客さまが租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるため、株式会社北都銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。<u>当行はこの約款に従って非課税上場株式等管理契約をお客さまと締結いたします。</u></p> <p>2 お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「証券取引約款」その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によるものとします。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 非課税口座</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に定める非課税口座をいいます。</td> </tr> <tr> <td>② 非課税上場株式等管理契約</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号に定める非課税上場株式等管理契約をいいます。</td> </tr> <tr> <td>③ 非課税適用確認書</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 3 号に定める非課税適用確認書をいいます。</td> </tr> <tr> <td>④ 非課税管理勘定</td> <td>非課税上場株式等管理契約に基づく非課税口座に記載または記録される上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成 26 年から平成 35 年までの各年に設けられるものをいいます。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 勘定設定期間</td> <td>非課税口座に非課税管理勘定を設けることができる期間をいいます。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 上場株式等</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項各号に規定する株式等をいいます。ただし、当行では公募株式投資信託だけの取扱いとなります。</td> </tr> <tr> <td>⑦ 非課税口座内上場株式等</td> <td>非課税管理勘定において振替口座簿へ記載または記録されている上場株式等をいいます。</td> </tr> <tr> <td>⑧ 振替口座簿</td> <td>社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に規定する振替口座簿をいいます。</td> </tr> <tr> <td>⑨ 特定口座</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に定める特定口座をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	① 非課税口座	租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に定める非課税口座をいいます。	② 非課税上場株式等管理契約	租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号に定める非課税上場株式等管理契約をいいます。	③ 非課税適用確認書	租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 3 号に定める非課税適用確認書をいいます。	④ 非課税管理勘定	非課税上場株式等管理契約に基づく非課税口座に記載または記録される上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成 26 年から平成 35 年までの各年に設けられるものをいいます。	⑤ 勘定設定期間	非課税口座に非課税管理勘定を設けることができる期間をいいます。	⑥ 上場株式等	租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項各号に規定する株式等をいいます。ただし、当行では公募株式投資信託だけの取扱いとなります。	⑦ 非課税口座内上場株式等	非課税管理勘定において振替口座簿へ記載または記録されている上場株式等をいいます。	⑧ 振替口座簿	社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に規定する振替口座簿をいいます。	⑨ 特定口座	租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に定める特定口座をいいます。
① 非課税口座	租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に定める非課税口座をいいます。																		
② 非課税上場株式等管理契約	租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号に定める非課税上場株式等管理契約をいいます。																		
③ 非課税適用確認書	租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 3 号に定める非課税適用確認書をいいます。																		
④ 非課税管理勘定	非課税上場株式等管理契約に基づく非課税口座に記載または記録される上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成 26 年から平成 35 年までの各年に設けられるものをいいます。																		
⑤ 勘定設定期間	非課税口座に非課税管理勘定を設けることができる期間をいいます。																		
⑥ 上場株式等	租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項各号に規定する株式等をいいます。ただし、当行では公募株式投資信託だけの取扱いとなります。																		
⑦ 非課税口座内上場株式等	非課税管理勘定において振替口座簿へ記載または記録されている上場株式等をいいます。																		
⑧ 振替口座簿	社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に規定する振替口座簿をいいます。																		
⑨ 特定口座	租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に定める特定口座をいいます。																		
<p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第 2 条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項及び第 20 項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の写し等並びに「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を提出してください。</p>	<p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第 3 条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 20 項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「非課税管理勘定廃止通知書」を、当行が定め</p>																		

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。

なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。なお、「非課税適用確認書」はお客さまに交付いたしません。

2 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当行又は他の金融機関若しくは証券会社に重複して提出することはできません。

3 お客さまの氏名又は住所等の申込み事項に変更があったときは、当行所定の手続きにより「非課税口座異動届出書」等を地帯なく当行に届け出ていただきます。

4 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。

5 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第5号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

- ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき
- ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき

6 お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の金融機関若しくは証券会社に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受領することができません。

7 当行は、当該変更届出書を受領したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税管理勘定廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定の設定)

第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるため

る期間に提出していただきます。

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に当行が定める期間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。

なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行所定の方法で保管します。

2 お客さまは、前項の「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等を提出される際に、当行に対し、住民票の写し、個人番号カードその他一定の書類を提示し、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号について確認を受けていただくこととなります。

3 前項の「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」は、当該非課税の適用を受けようとする年の1月1日において満20歳以上の居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者であるお客さまが提出することができます。

4 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当行または他の金融機関若しくは証券会社に重複して提出することはできません。

(削除)

5 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。

6 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第5号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

- ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき
- ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき

7 お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の金融機関もしくは証券会社に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」をご提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受領することができません。

8 当行は、当該変更届出書を受領したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税管理勘定廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定の設定)

第4条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受ける

の非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

（非課税管理勘定における処理）

第4条 上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において処理いたします。

（非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲）

第5条 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録され、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみ受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が100万円を超えないもの

イ 受入期間内に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続きにより移管がされる上場株式等

② 租税特別措置法施行令第25条の13第10項に規定する上場株式等

（譲渡の方法）

第6条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法のいずれかの方法により行います。

（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

第7条 非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。）があつた場合（第5条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れな

ための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録される上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

（非課税管理勘定における処理）

第5条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるため、上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税管理勘定において処理いたします。

（非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲）

第6条 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録されるものに限ります。）のみ受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの

イ 受入期間内に当行から取得した上場株式等または当行が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続きにより移管がされる上場株式等

② 租税特別措置法施行令第25条の13第10項に規定する上場株式等

（譲渡の方法）

第7条 非課税管理勘定において振替口座簿へ記載または記録されている上場株式等の譲渡は、当行への解約請求による方法、当行に対して譲渡する方法のいずれかの方法により行います。

（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

第8条 非課税口座から上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るものおよび特定口座への移管に係るものを除きます。）

ったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さまに対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年間を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取扱うものとします。

- ① 第5条第1号ロに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管(ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受入れた上場株式等の取得対価の額と合計して100万円を超えないものに限ります。)
- ② 非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座(他の上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいいます。)への移管(特定口座への移管は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。)

(他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等)

第9条 当行は、第5条第1号ロ及び前条第2項第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13第9号の定めるところにより行います。

(非課税口座取引である旨の明示)

第10条 お客さまが受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。)

2 お客さまが非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもから譲渡することとさせていただきます。

(取得対価の合計額が100万円を超える場合の取扱い)

第11条 お客さまが当行に対し、非課税口座での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が100万円を超える場合には、当行は、その全ての注文等を取り消しさせていただきます。

ただし、定時定額購入サービスの利用又は再投資買付により、非課税口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式

があった場合(第5条第1項第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さまに対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第9条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年間を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取扱うものとします。

- ① 第5条第1項第1号ロに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管(ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受入れた上場株式等の取得対価の額と合計して120万円を超えないものに限ります。)
- ② 非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座(租税特別措置法第37条の14第4項第1号に規定する非課税口座から他の上場株式等の振替口座簿への記載または記録に係る口座をいいます。)への移管(特定口座への移管は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。)

(他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等)

第10条 当行は、第5条第1項第1号ロおよび第9条第2項第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13第9項の定めるところにより、当行が定める時まで、「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出していただきます。

(非課税口座取引である旨の明示)

第11条 お客さまが受入期間内に、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。)

2 お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもから譲渡することとさせていただきます。

(取得対価の合計額が120万円を超える場合の取扱い)

第12条 お客さまが当行に対し、非課税口座での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合には、当行は、その全ての注文等を取り消しさせていただきます。

ただし、定時定額購入サービスの利用又は再投資買付

等の取得対価の額の合計額が受入期間内に 100 万円を超える場合は、当行は、当該注文等により取得する上場株式等の取得対価について、そのすべてを非課税口座以外の口座で取得したものとします。

- 2 第 1 項の規定は、第 5 条第 1 号に掲げる上場株式等においても同様とします。

(契約の解除)

第 12 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客さまから租税特別措置法第 37 条の 14 第 17 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ③ お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 2 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)
- ④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤ お客さまがこの約款の変更に同意されないとき
- ⑥ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

(合意管轄)

第 13 条 この約款に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

により、非課税口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が受入期間内に 120 万円を超える場合は、当行は、当該注文等により取得する上場株式等の取得対価について、そのすべてを非課税口座以外の口座で取得したものとします。

- 2 前項の規定は、第 5 条第 1 号に掲げる上場株式等においても同様とします。

(届出事項の変更)

第 13 条 第 2 条に基づく「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の提出後に、お客さまのご氏名、ご住所、個人番号など当該「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の記載事項に変更があったとき、または個人番号が初めて通知されたときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 の規定によりお客さまは、遅滞なくその旨を記載した「非課税口座異動届出書」を当行に提出していただきます。その変更がご氏名、ご住所または個人番号に係るものであるときは、お客さまは住民票の写し、個人番号カードその他一定の書類を提示し、確認を受けていただくこととなります。

(免責事項)

第 14 条 お客さまが前条の変更手続きを怠ったことその他の当社の責めに帰すべきでない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関しお客さまに生じた損害に生じた損害については、当行はその責めを負わないものといたします。

(契約の解除)

第 15 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客さまから租税特別措置法第 37 条の 14 第 17 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
 - ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
 - ③ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 2 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)
 - ④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
 - ⑤ 当行の証券取引約款の規定に基づきお客さまの証券取引口座が廃止となった場合 当該証券取引口座の廃止日
 - ⑥ お客さまがこの約款の変更に同意されないとき 当行が定める日
 - ⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日
- 2 前項第 4 号に定める相続・遺贈の場合、非課税口座開設者の相続人・受遺者は、当行に「非課税口座開設者死亡届出書」をご提出いただく義務があります。なお、当該届出書のご提出の時期にかかわらず、租税特別措置法その他の法令に基づき、非課税口座開設者であった被相続人・遺贈者が死亡した日に当該非課税口座から上場株式等の全部が払い出され、同日にこの契約が解除される取扱いとなることにご留意ください。

(合意管轄)

第 16 条 お客さまと当行の間のこの契約に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうち当行が管轄裁判所を指定することができるもの

とします。

(約款の変更)

第 17 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されるときがあります。

2 当行は、改定の内容がお客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課するものである場合は、その改定の内容をお客さまに通知します。この場合、当行があらかじめ定める日まで異議の申し出がないときは、その改定に同意したものととして取扱います。

3 当行は、改定の内容がお客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課するものでない場合、または、改定の影響が軽微であると判断される場合には、前項の通知を当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。この場合、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

付 則

(改定後のこの約款の規定の適用)

第 1 条 この改定による変更後の規定は、平成 28 年 1 月 1 日より適用されます。なお、非課税口座での取引に関しては、同日以後の受渡しが行われるものから適用されません。

2 この約款第 2 条第 1 項の規定に基づく「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等に係る手続きが平成 27 年 12 月 31 日前に開始され、平成 28 年 1 月 1 日以後に当該手続きが完了する場合には、同日以前であっても、変更後の第 2 条第 1 項および第 2 項の規定が適用されるときがあります。

以 上

平成 27 年 12 月 1 日 改定

(約款の変更)

第 14 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、又はお客さまに新たな義務を課するものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更_に同意したものとみなします。約款の変更内容が軽微である場合には当行ホームページ等でお知らせします。

付 則

この約款は、平成 27 年 1 月 1 日より適用させていただきます。

以 上

平成 26 年 12 月

改定内容等に関するお問合せは、下記までご連絡ください。

株式会社北都銀行
金融サービス事務センター
018-837-1838